
令和7年大和町議会9月定例会議録

令和7年9月3日(水曜日)

応招議員(16名)

1番	本田昭彦君	9番	馬場良勝君
2番	佐野瑠津君	10番	今野信一君
3番	宮澤光安君	11番	渡辺良雄君
4番	平渡亮君	12番	楢田雅之君
5番	櫻井勝君	13番	堀籠日出子君
6番	森秀樹君	14番	大須賀啓君
7番	佐々木久夫君	15番	児玉金兵衛君
8番	犬飼克子君	16番	今野善行君

出席議員（16名）

1番	本田 昭彦君	9番	馬場 良勝君
2番	佐野 瑠津君	10番	今野 信一君
3番	宮澤 光安君	11番	渡辺 良雄君
4番	平 渡亮君	12番	楢田 雅之君
5番	櫻井 勝君	13番	堀籠 日出子君
6番	森 秀樹君	14番	大須賀 啓君
7番	佐々木 久夫君	15番	児玉 金兵衛君
8番	犬飼 克子君	16番	今野 善行君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野俊彦君	健康推進課長	大友徹君
副町長	千葉喜一君	農林振興課長	阿部晃君
教育長	八巻利栄子君	商工観光課長 兼企業立地 推進室長	星正己君
代表監査委員	内海義春君	都市建設課長	江本篤夫君
総務課長兼 危機対策室長	児玉安弘君	上下水道課長	亀谷裕君
まちづくり 政策課長	遠藤秀一君	会計管理者 兼会計課長	丹野俊宏君
財政課長	佐々木克敏君	教育総務課長	菊地康弘君
税務課長	青木朋君	生涯学習課長	浪岡宜隆君
町民生活課長	吉川裕幸君	税務課 徴収対策室長	阿部友紀君
子ども家庭課 長兼こども家庭センター長	小野政則君	公民館長	村田晶子君
福祉課長	早坂基君		

事務局出席者

議会事務局長	村田充穂	主任	櫻井郁也
主事	佐藤みなみ		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前 9時57分 開会

議長 (今野善行君)

皆様おはようございます。

若干早いのですが、皆さんおそろいでありますので会議を再開したいと思います。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」

議長 (今野善行君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番佐野瑠津さん及び3番宮澤光安君を指名します。

日程第2 「一般質問」

議長 (今野善行君)

日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。

8番犬飼克子さん。

8番 (犬飼克子君)

おはようございます。本日、一番最初に一般質問をさせていただきます。

通告に従い質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、LINEを活用した道路・公園の不具合通報システムの導入についてでございます。

令和4年の6月の定例会議におきまして、LINEを活用した道路や公園の不具合を簡潔に通報できる仕組みの構築が、町民参加型のまちづくりと行政の迅速な対応につながることを訴えました。先進自治体の事例を参考に、導入の可能性と方向性について、以下の点についてお伺いいたします。

1、令和4年6月定例会議での質問以降、LINE等のSNSを活用した通報受付

の仕組みについて、何らかの検討や情報収集を行ったのでしょうか。

2、現時点での方向性と導入に向けた課題・認識をお伺いいたします。

議 長 (今野善行君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

おはようございます。それでは、よろしくお願ひいたします。

犬飼克子議員のLINEを活用した道路・公園の不具合通報システムの導入についてのご質問にお答えいたします。

初めに、令和4年6月定例会議で議員からいただいた一般質問での回答では、LINEを活用した通報システムにつきましては、住民の皆様から道路や公園の不具合箇所等の画像や位置情報を頂くことで、事前の不具合の概要や被害規模等を把握することができ、迅速な初期対応につながるツールと認識しているところでありますが、町のLINE公式アカウントの取得やシステムの開発手法のほか、先進自治体の運用事例等を参考にしながら導入について検討していくこととしてございました。

1要旨目のLINE等のSNSを活用した通報受付の仕組みについて、何らかの検討や情報収集を行ったかについてでございます。

ご質問の後に、県内自治体の状況を調査いたしましたところ、LINE等の通報サービスを活用している自治体は7市町でございました。各自治体の通報対象としております施設は、道路・公園のほか、防犯灯や不法投棄情報など様々ですが、道路につきましては7市町全てで通報対象となっていました。そのほかに、国土交通省では、これまで関東甲信地方において、道路の異常等を発見した場合、LINEによる道路緊急ダイヤル（#9910）での通報を受け付けておりましたが、令和6年3月より全国の道路を対象にLINEアプリによる通報運用が開始されております。

また、宮城県では、デジタル身分証アプリ、ポケットサインのミニアプリ機能を活用したインフラ異常箇所通報アプリが令和5年11月より運用が開始をされております。

次に、2要旨目の現時点での方向性と導入に向けた課題・認識を伺うについてお答えをいたします。

1要旨目で回答いたしました、国・県で運用しております通報アプリにつきましては、現時点におきましても同アプリを通じ、国や県に寄せられた情報等が町管理施設に該当する場合には、その都度メール等により町に通知されるもので、町ではその情

報を基に補修等の対応を行っており、どちらも有効性のあるアプリと考え、まずは宮城県が実施しております、ポケットサイン内のインフラ異常箇所通報アプリを活用することとし、アドレス等を8月末に町ホームページ上に掲載、さらにリンクづけをさせていただきまして、情報の収集と活用を図っております。

今後、その情報等につきまして、分析等を行っていくこととしてございます。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

まず、この道路の不具合を通知するためのシステムは全国で運用されておりまして、LINEでの通報や専用アプリの利用も多くの自治体で、答弁にもありましたようが始まっております。この詳しいアプリの話は、この後同僚議員からも質問があるようですので、私のほうからまず初めに、8月28日に町のホームページが更新されておりまして、県の通報システムのリンクが答弁にもありましたように張りつけてありました。これは確認させていただきました。

県では、デジタル身分証アプリ、ポケットサインを活用したインフラ異常箇所通報アプリが令和5年の11月から運用が開始されているということであります。町民は、町道かあと県道か、もしくは国道でも異常があった場合に県の通報システムに通報するということでございますが、今まででは、ここは町道だから県では管轄外だから対応できませんとか言われてきたんですけども、その点は言われないのかお聞きしたいと思います。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの犬飼克子議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

利用される一般の町民の方からすると、ここは国道だから国管理、または県管理のところ、町道、あまり差別なく身近にある不具合を通報いただけるという仕組みで、一体型で運営ができるシステムとなってございまして、まずは県のサーバーにデータ

が飛ぶわけですが、その位置情報等を基にしながら、それがどこの管理かっていうのをそれぞれ国なら国、町なら町に振り分けて連絡をいただけるシステムとなっておりますので、あまりいろんなアプリを使うというよりは1つのアプリに絞らせていただき、なおかつポケットサインのいいところが、今電話を複数台持ちももちろんされている方もいらっしゃると思うんですが、あくまでもマイナンバーカード1枚に対してお一人その1端末しか登録できないというところもあって、より間違った情報だとか変な情報とかを登録できないような形で運用もできるところもあるものですから、より正確な情報が入って、もちろんそういった正確な情報ですから正確に処理されるというところが期待できるものですから、これに統一していったほうがいいんじゃないのかなというふうな思いで考えておるところであります。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

道路は対応していただけるということで、公園とか街路樹、また遊具とか側溝など、町が管理する施設の通報もここに通報することも考えられると思うんですが、この点も直すのは町ですけれども、通報した場合に対応はしていただけるのかどうかお聞きします。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

インフラの1種類でありますので、登録いただければその管理すべき管理者に連絡が来るような仕組みとなっているというふうに伺っておりますので、ある意味、登録される方、または通報される方、考えることなく登録していただいて通報いただければよろしいかなというふうに思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

そうしたらこの処理の流れを、すみません、確認させていただきますと、住民から何らかの不具合を、例えば写真で撮って通報して、それが県に行って、県から町であれば町に戻ってきて町で対応、そしてそれを担当課が現地を確認して補修、また安全対策という流れでよかつたでしょうか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えしたいと思います。

議員ご理解のとおり、ご指摘のとおりの流れで進んでまいりというふうに思っております。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

すみません。くどいんですけど、県との連携は弱くはないのか、はじかれることがないのか、すみません、再度確認をさせていただきます。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをしたいと思います。

県側としては登録されたデータ、もちろん写真にいろいろ撮り方等もありまして、G P S の X Y Z の位置情報とかついている状態での写真だと、なおさら早く判明する

んだと思うんですけれども、来た情報に関しては100%そこは振り分けをして連絡をするというふうに伺ってございます。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

そうした場合にG P Sとか、若い人たちは、すみません、すぐもう対応できると思うんですが、今、高齢者もスマホとか持っています、L I N Eとか、そういう対応はできるようなそういう、何でしょう、簡単に私たちも使えるようなそういう仕組みになっているのかどうかお聞きします。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えしたいと思うんですが、一度やってしまえば簡単に覚えられる内容かなというふうには思うんですが、確かに議員ご指摘のとおり、何らか講習会的なものをやる必要もあるのかなというふうに伺ってございまして、ポケットサイン自体の今、大和町内での登録者数の普及率が大体26%強という今状況でもありますて、県内の普及が進んでる沿岸部の方ですと50%を超えてるところでありますて、これがもちろん道路通報なりそのインフラ整備はミニアプリであって、あくまでもその避難所の運営なり、どこに誰が避難しているとかって避難情報等のそいつた避難所運営にも使える、もちろんそれがメインのアプリになっているところもありますから、町としてもぜひ県が今目指しておるその50%に上げられるような取組を行いながら、時にはミニアプリの使い方等々の講習会的なところも今後は検討していくかなじゃないのかなというふうな思いでおります。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

ぜひ講習会を開いていただきて、苦手な私でも使えるようにお願いしたいと思います。私もたしかポケットサイン登録してたはずなんですがけれど、使い方がいまいちなので、ぜひ講習会等お願いしたいと思います。

2要旨目に移ります。

現時点での方向性と導入に向けた課題・認識をお伺いしたいんですが、現在、道路や公園の不具合については、宮城県が管理する道路を対象とした県道路の不具合通報システムと市町村が管理する町道や公園を対象とした市町村独自の通報システムというのがそれぞれ存在していると聞きます。このシステムの、例えば、これではないんですけれども、ポケットサインのこのシステムの二重投資を抑制することができると考えていいのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをしたいと思います。

ポケットサインに統一化をすることは、イコール初期投資、イニシャルの投資が要らないものでありますので、効率的にポケットサインのほうに集中をして、無駄な投資にならないような形で運用したいなというふうに考えてございます。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

ぜひこのL I N E利用者も若年層だけでなく中高層にも広がっておりますので、実際に石巻市や名取市でも高齢層の利用を想定されているそうであります。本町でもやはり高齢者がこのスマホに不慣れな人でも写真を撮って送るだけの、こういう簡単な通報システムを教えて、講習会とかしていただきて、使えるようにぜひしていただきたいと思います。

今回この通報システムを取上げましたのは、二、三か月ぐらい前だと思うんですけども、高田の住民の方から、たしか日曜日にちょっと歩道に小さい穴が入るぐらいの穴が開いているんですけれどもって、どこに通報したらいいか分かんないんだけれどもっていう連絡をいただきまして、それで現場を確認して、日曜日だったので役場に守衛さんがいらっしゃるので、守衛さんにその場所と、この辺なんですけれどもつてお話して、すぐその守衛さんが担当課につないでいただいて現場を確認していただいたんですけども、その際に、この田んぼの用水路に行く管が道路の下を通ってまして、歩道とか道路の下を通ってまして、その管に穴が開いて、その穴から水があふれ出て土が全部えぐられてしまって歩道に穴が開いてしまったという。それでアスファルトに穴が開いてたんですけど、何か確認してみると2メートルぐらい穴が開いてたんですね。それですぐ補修していただいて大事には至らなかったんですけども、やはりどこに通報したらいいか分からないうっていう、警察に通報したらいいのかしら、それとも役場に通報したらいいのかしら、役場も休みだしということでやはりどこに、平日だったらば役場とかすぐ頭に浮かぶと思うんですけど、そういう場合にどこに通報したらいいか分かんないっていうために、ぜひこの周知をしていただきたいと思うんですけども、この辺いかがでしょうか。

議長(今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町長(浅野俊彦君)

そういう緊急通報の先というところでの話も、どういった形かで周知をできるよう、どういう方法での周知が最も効果的なのか検討してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議長(今野善行君)

犬飼克子さん。

8番(犬飼克子君)

すごくいいポケットサインでありますので、ぜひ周知のほうをお願いしたいと思います。やはりこの限られた財源を、県と市町村が連携していくようなシステムのつく

りがすごく期待しております。また、この早急に対応していただいた担当課の方には本当に感謝を申し上げたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

次に、救急医療についてでございます。

救急隊が現場で迅速に必要な情報を把握できるように、個人の医療情報や緊急連絡先などを記入したシートを専用のケースに入れて冷蔵庫に保管する救急医療情報キットを高齢者世帯を中心に配付している自治体が多くあります。

また、宮城県では2025年の4月から、#7119おとな救急電話相談を24時間体制で運用しております。適切な医療機関受診の判断支援や軽症者による救急車要請の抑制として、町民の安全安心に資する制度であります。しかしながら、本町における町民への認知度はまだ十分とは言えず、利用促進に向けた町の取組が重要であります。

そこで町長に以下の2点についてお伺いいたします。

1、令和5年12月議会での救急医療キットの導入の質問に対し、関係機関と協議し研究していくという回答がありました。マイナンバーカードの併用とともに、近隣の自治体では既に導入が進んでおりますが、本町ではどのように協議と研究をしたのでしょうか。

2、#7119おとな緊急電話相談の制度概要と目的について、町としてどのように認識し周知しているのかお聞きいたします。

議長（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

それでは、次に、救急医療についてのご質問にお答えをいたします。

救急医療情報キットにつきましては、自宅で具合が悪くなり救急車を呼ぶときや災害時等のもしものときに備えて、あらかじめ氏名、年齢、持病、かかりつけ医、服薬、緊急連絡先などの自分の情報を記入した用紙を容器に入れ、冷蔵庫等に保管しておくことで適切な救急活動に役立てるものでございます。

県内では、多賀城市、白石市、角田市、蔵王町、大郷町などが導入をしておりまして、主に高齢者を対象に取組を行っております。

1要旨目の救急医療キットの導入について、関係機関とどのような協議・研究をしたのかについてのご質問にお答えをいたします。

令和5年12月議会以降、議員からのご質問を踏まえまして、初めに宮城県医療政策課、黒川消防本部、社会福祉協議会に対しまして、現状と本事業の有益性等について確認・協議をいたしました。その中で、救急救命の主な使命は、生命の危機に瀕した患者の救命処置を実施をし、速やかに医療機関に搬送する命をつなぐ橋渡しが役割であること。また、県では各自治体に本事業の導入を積極的に促しているものではなく、黒川消防本部からも救急搬送時にキットを確認できれば判断する助けになりますが、より災害時のほうが有益に活用できるのではないかと助言をいただいておりました。

町のこれまでの対応としましては、「わがまち防災マップ」を全世代に配付をし、災害時等を考慮した事前の備えとして、マイタイムライン作成の啓発と自主防災組織の研修会、各行政区での防災訓練や防災力実践向上事業の実施、さらには民生委員の中で要援護者マップ、台帳作成事業並びに平成16年度からの継続事業といたしまして、個人情報、疾病・担当医情報、治療・服薬・アレルギー情報、緊急連絡先情報、担当民生委員情報を記入する「あんしんカード」を入れた、非常時持出袋（防災セット）を約45袋を無償で65歳以上の高齢者のみの世帯に毎年配付させていただくなど、本事業に代わる措置として各機関で様々な事業を展開しておりますことから、救急医療キットの導入には至ってない経緯がございます。

また、総務省消防庁から、本人の同意を得る条件がございますが、マイナ保険証があれば、話すのがつらい、薬が何か忘れたときであっても、救急搬送時により適切な処置を受けられるマイナ救急が今年10月から施行されることに伴いまして、黒川消防本部でも専用端末が届き次第、開始する予定となっております。

次に、2要旨目の#7119おとな救急電話相談の制度についての町の認識とその周知に関するご質問にお答えをいたします。

初めに、おとな救急電話相談は、急な病気やけがをした際に救急車を呼ぶべきか、夜間・休日に医療機関を受診すべきかなど、判断に迷う場合に利用できる電話相談でありますと、平成29年10月から宮城県が実施している事業であります。

電話相談では、看護師などの医療専門職が症状を聞き取り、必要に応じて受診の目安や適切な対応方法、診療科目などについて助言を行う仕組みでありますと、県民の安心につながる体制として位置づけられております。

制度の目的といたしましては、第一に、急な体調不良に直面した際に冷静な判断を支えること。第二に、夜間や休日など通常の診療が難しい時間帯における不安の軽減を図ること。第三に、救急車や救急外来の適正利用を促し、地域の限られた救急医療資源の有効利用に寄与することであります。

特に救急搬送の件数は、全国的に増加傾向にある中で、緊急性の低い事例が一定数含まれていることが指摘されております。こうした状況を踏まえ、おとな救急電話相談は県全体として救急医療の持続可能性を確保する上でも重要な役割を果たす事業であると認識をしております。

町としましても、この制度は町民が安心して暮らすために大切な支援策の一つであると捉えており、町のホームページに情報を掲載しておるほか、認知症カフェなどの高齢者向け事業での情報提供、子育て情報誌ぽっかぽかには、夜間の子供の急な病気やけがに対する電話相談事業、#8000番と併せて情報を掲載し、制度の周知と利用啓発を行っているところであります。

今後も、町民が適時にこの相談事業を活用できるよう、本制度を実施する県と連携をしながら情報提供に努めるとともに、あわせて、救急医療の適正利用に関する啓発も行いながら町民の安全と安心の確保に資するよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

この高齢化の進展や独居世帯の増加に伴って、救急搬送時に本人の医療情報、既往歴とか服薬、またかかりつけ医など、救急隊や医療機関に正確に伝わらなくて処置や判断に時間を要する事例が増加していると聞いております。この情報医療キットは、住民があらかじめ必要な情報を記入して専用のボトルに入れて冷蔵庫に保管しておくことで、救急隊が現場で迅速に情報を把握できる仕組みであります。この導入は町民の命を守るセーフティーネットの強化につながると思います。現在、マイナンバーカードによる健康保険証の利用と救急時のオンライン確認の仕組みが進んでおりますが、一方で、マイナンバーカードが使えない状況や、あと紙の情報が有効な場面も多く、また、救急医療情報キットの重要性も改めて認識されているところでございます。1分1秒単位の差を争う救急医療の現場では、病状が正確に伝わらないことは大きな弊害となると考えます。災害や病状を説明できないような一刻を争う事態に、持病やあと服用薬などの重要な情報を正確に伝えることができるこの救急医療情報キットは大いに役立つと考えます。

隣近所の、もう最近この付き合いが少なくなつて高齢者や独居世帯が増えた昨今、この救急医療情報キットを配付するなどの自治体の取組は、これから救急医療にとっても鍵となるのではないかと考えて今回の提案となりました。

マイナ救急が本年の10月から施行されるとご答弁の中にありました、災害や停電時に現場での対応に限界はないのかお聞きいたします。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

それでは、犬飼議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、まず前段で、ご自分の健康状態なりを、またはかかりつけのお医者さんであるとか、服薬している薬であるとか、そういった情報を緊急時に救急隊員等にお伝えできるやり方ということでは、私も有意義であろうというふうに思います。そういった中で、救急医療キットというのは一つの方法であろうなというふうに思いますが、既に先行して実施をした市町村さんにもいろいろ情報を伺っている中で、一部病気の度合いで薬の強い弱い等、時々変わっていくのもある中、今入っているその情報が最新の情報なのかどうかっていうのを非常にやっぱ気にされるところも課題としてあるようなんですね。半年前または1年前の状態で薬が変わっているけれど中身も変わっているのかとか、そういうといった課題もあるやに聞いております。

加えて、そういったこの緊急情報をあえて事前にお送りいただくという中で、町としましては、これまで平成16年からやらせていただいておりました非常持ち出し袋による安心カード、これが防災キットに一つの代わるものとして運用をさせていただいている部分、これをこれまでも単身の高齢者世帯の方に、民生委員さんがお配りをさせていただくという形で、見守りも兼ねて運用させていただいている事業もやらせていただいているので、ちょっとあれもこれもとなると逆に混乱を招くのかなという部分も考えておりましたのと、あと加えて、先ほど言った今入っている、またはその安心カードに書かれているデータが最新のデータなのかという課題は、同じようにあるんだなというふうに思っておりました。

そういった中で、非常時にマイナカードが本当に携行されているのかどうかっていうところの課題はあるんであろうというふうに思いますが、マイナカードとマイナ保険証が一緒になったそのデータを救急車なりで読めれば、間違いなくその最新の状態

が読めるものとして有効なものに今後やっぱりなっていくんではないかというふうに思う中、課題がありますかというところでは、これから運用ですから様々これからの課題が出てくるんであろうというふうに思いますが、一つ今想定できる部分は、救急搬送時に周りの手荷物の中にマイナカードがあるのか、見つかるのかっていうところがまずは一つの課題であろうなというふうに捉えているところであります。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

東京都の港区で日本で初めて救急医療情報キットを導入したのが2008年の5月からで、高齢者や障害者対象に配付を始めたそうであります。また、北海道の夕張市では、65歳以上の高齢人口が43%で、独居高齢世帯も3割近くを占めていて、2009年に500人の市民に救急医療情報キットを試験的に配付したそうであります。モニターとなつた市民に実施したアンケートでは、96%が必要と回答をしていて、事業継続をしているそうであります。

昨日の同僚議員の質問でも、大和町の高齢化率を取上げておりましたが、大和町の高齢化率が24%、吉岡やもみじヶ丘、杜の丘は低い高齢化率ですが、吉田、鶴巣、落合は40%を超えてるという状況でございました。

救急医療情報キットは冷蔵庫に保管しますが、救急隊が駆けつけたとき、どこの家にもあるのが、冷蔵庫だから冷蔵庫に保管するそうでありまして、駆けつけた救急隊がすぐにキットを発見することができると思うんですね。また、マイナンバーカードを持っていない人もいますし、先ほど言ったように、マイナンバーカードをどこに保管しているか、まさか冷蔵庫にマイナンバーカードは保管していないので、また、先ほど非常持ち出し袋に町では平成14年から毎年配付しているということでございましたが、どこに置くかによって救急隊員が見えるところにあればいいのですが、見えなかった場合にやっぱりその情報が正確に伝わらない。この救急医療キットであれば必ず冷蔵庫にありますよって、また、玄関の内側と冷蔵庫にこの家では救急医療キットを、医療情報キットを冷蔵庫に入れていますよっていうその情報があれば、間違いなく消防隊員が冷蔵庫を開ければその情報を見つけることができるんですが、この辺はいかがでしょうか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

犬飼議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

確かに玄関入られて、救急医療キットがありますってシールを貼られているお宅をご覧になられ、だとすると冷蔵庫だって、冷蔵庫を確認していただければ何らかの情報はもちろん得られるんであろうなというふうに思う反面、先ほども申し上げたとおり、その内容が古新聞的な情報であった場合に、逆に何らか弊害が及ぼないのかなというふうな思いもある中、消防本部、黒川消防本部及び医療機関ともいろいろお話をさせていただいている中では、あつたらあつたでいいのかも分かりませんが、基本的には冒頭の回答でも申し上げたとおり、やっぱり命をつなぐ橋渡しなんですっていうところからすると、やっぱり今の患者さんの状況を見ながらそれを冷静に捉えて、今どういう処置が必要なのかも救急医さんとかでも連絡を取られて処置をするのがお仕事であって、なかなか古新聞である可能性もある中、どこまで利用していいのかっていう、その今度迷いも出てくる部分もひょっとしてあるのかなというふうなところが、いずれにせよ課題としてあるんであろうなというふうに思います。

そういう意味では、そういった方々の、隊員の日々のいろんな努力による、または検査機器等々の検査データに基づくやっぱり判断をしていただく中で、病院までの搬送を正確に行っていただく上で、より正確なデータとしてご提供できるものという意味では、まずは10月から施行されるマイナ救急がどう広まっていくのか課題があつて、その課題をどうやって克服していくべきなのかみたいなところを注意をしながら関係機関ともっと話をしながら、また、今後の動向、どういう方向がいいのか改めてまた検討していきたいなというふうに思う次第であります。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

救急医療情報キットは1年に1回見直す。1年が長いか短いかというのはちょっと

先ほどの答弁もありましたように、ちょっとそこはまた課題があると思うんですが、デジタルとまた救急医療キット併用をぜひ今後考えていただければいいのかなという思いでおります。

2問目の質問に移らせていただきます。

#7119おとな救急電話相談ですが、宮城県では2025年、今年の4月から、今まで夜間とあと休日のみだったんですが、今年の4月から#7119おとな救急電話相談が24時間体制で、365日体制で開設されたそうであります。この相談窓口は、救急車を呼ぶべきか、またすぐに病院を受診するべきか迷った際に利用できて、#7119は成人向け、あと先ほどのご回答にありました#8000は子供向けの相談窓口であります。軽症者による救急車要請の抑制や、あと適切な医療機関受診の判断支援として、町民の安全安心に資する制度であると思います。

しかしながら、この町民への認知度はまだ十分とは言えず、利用促進に向けたこの町の取組が重要であると思います。町として、#7119の制度周知、ホームページにも載せているということでございましたが、さらなるこの制度周知と、また活用促進についてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、議員ご指摘のとおり、非常に#7119、またはその#8000番、非常に有効な事業であるというふうに思います。ホームページだけでの周知で、やっぱりもちろん足らないと思いますので、いろんな会合の場であったり、あとテレビ回覧板も使ったり等々をしながら、あらゆる形で周知できるよう検討してまいりたいというふうに思います。周知は大事であると認識しております。

議 長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

ぜひこのテレビ回覧板、使って周知をお願いしたいと思います。

町内の高齢者や外国人住民の方400人、外国人の方がいらっしゃるということですが、情報弱者への伝わり方が不十分な可能性もあると思います。地域包括支援センターや民生委員と連携した周知活動を検討してみてはどうかと思います。

#7119は大人向け、#8000は子供向けですが、例えば学校や保育所、子育て講座などで、ぽっかぽかでもさつきありましたが、子育て講座などで保護者向けに制度説明をするなどの機会を設けることは考えられないか。教育委員会や、また、子ども家庭課との連携の可能性についてお伺いいたします。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

再質問にお答えをさせていただきます。

あらゆる周知のやり方があると思います。学校、病院、その他子育て団体等も含めた中で、いろんな形で周知の方法はこれからもなお一層検討してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議長（今野善行君）

犬飼克子さん。

8番（犬飼克子君）

ぜひ町民への周知の向上に取り組んでいただくことをご期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

こころの体温計の導入をでございます。

令和6年3月の定例会議におきまして、こころの体温計の導入を提案しましたが、町長の答弁ではセルフチェックツール導入の検討も含め関係機関と連携を図り、継続して総合的な対策や啓発に取り組んでいくというものでありました。孤独や不安を抱えながらも、相談の一歩踏み出せずに苦しんでいる方も少なくありません。

町民に寄り添った形で、心の不調を未然に察知し、早期に対応していくためにも、こころの体温計を早急に導入すべきと考えますが、改めて現在の所見をお伺いいたします。

議 長 (今野善行君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、3件目のご質問、こころの体温計の導入をに関してお答えをいたします。令和6年3月定例会議の一般質問におきましてご提案いただきました、こころの体温計につきましては、前回のご質問の回答でも申し上げましたが、気軽に心の状態を客観的に確認できる有用なセルフチェックツールであると認識をしております。

一方で、このツールを導入する際には、初期費用と継続的な利用料が伴うほか、町民に限らずオーブンに利用できるものでありまして、町といたしましては費用負担も伴わずに利用できるセルフチェックツールの活用も有効であると考えております。

厚生労働省では、現在、メンタルヘルスケアに関する様々な情報を提供するポータルサイト、こころの耳を開設しております、このサイトは、電話やSNSでの相談の受付、セルフケアに関する情報提供、悩み事に応じた相談機関紹介などのコンテンツで構成されております。心の健康に関する情報を掲載している町ホームページからの外部リンクとして、このポータルサイトを紹介してございます。

また、このサイトでは、職場におけるストレス、疲労蓄積度の2種類のセルフチェックツールを用意されておりまして、こころの体温計と同様に、簡単な質問に答えることでストレスレベルや心の不調の兆しを確認することができます。これらのセルフチェックツールは、スマートフォンやパソコンからも誰でも無料で利用ができ、判定後はストレス対処法のアドバイスや専門的な相談窓口への案内が行われる仕組みも整っております。十分に代用できるものではないかと考えているところであります。

町といたしましては、生活上の悩みや不安を抱えている方に対する相談窓口や支援機関等を周知していくことに加え、孤立感や不安を抱えながらも相談に踏み出せない方に、入り口として自らの心の状態をチェックできるツールの情報提供を行っていき、早期の把握、対応につながるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

ご答弁の中にありました、こころの耳なんですが、このこころの耳、このサイトでは職場におけるストレス、疲労蓄積度の2種類のセルフチェックツールということで、これは働く方やその家族、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者などの方に向けてのメンタルヘルスケアに関する様々な情報や相談窓口を提供しているということあります。

働く人のメンタルヘルスポートアルサイトでありまして、働く方、またご家族の方、事業者の方、部下を持つ方、支援する方も5つの相談内容だっていうことであります。が、このこころの体温計は、富谷市でも導入しております、LINEや市のホームページを活用してこころの体温計を市民に周知しております。特に若年層、子育て世代のメンタルケア支援を強化しておりますが、このこころの耳とこころの体温計、この違いの認識をお伺いいたします。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

もちろん私もどちらも試させていただいておるわけでありますが、そういった中で、こころの体温計は確かに視覚的に分かりやすい質問内容に答えていくと絵で出るわけですけれども、じゃあそこでストレスを感じた方が、じゃあどっか第三者的な意見を聞いてみようとか相談してみようっていったときに、そういうふうにつながらない部分がちょっと気になっておる中、確かにこころの耳、どちらかというと事業者の方、またはその事業者、働く方の職場の問題とか等で悩まれている方の家族がどうサポートしたらしいとか、そういう部下が悩まれている方に対してその上司がどう対応したらしいとか、ちょっと確かに違う局面はあるのかなというふうには思うところはあるんですが、それよりもこころの体温計の自分のセルフチェックをしてみたいなという方が、次のステップに相談なり、匿名性がある中で相談が具体的にできたりとか、そういういたところからすると、こころの耳のサイトを見ていただいて、具体的にご相談をいただければいいのかなというふうな思いがあるのと、あと体温計自体は確かに市町村で直接リンクを張るためにイニシャルコストを支払わなきゃない中ではあります、実際に既に開始をされている仙台市さんとかのサイトを見て、そもそも、市内

にお住まいですか、市外にお住まいですかっていうところの選べる中で、市外の方も利用できるところでもありますので、ご利用をいただくという意味では決してその町でリンク張らずともご利用いただけるのかなと、そういう相談を実際にされたい方が具体的に相談、匿名性を持って相談できる先という意味で、こころの耳のほうの相談の機能を使っていただいたほうが、ある意味早く対応していただける一つのきっかけになるんじゃないかなということで、こころの耳を先行して今リンクを張らせていただいている状態であります。

以上であります。

議長（今野善行君）

犬飼克子さん。

8番（犬飼克子君）

利府町では、こころの体温計の導入で、1つ目に本人モード、2つ目に家族モード、3つ目に赤ちゃんママモード、4つ目にアルコールモード、5つ目にストレス対処タイプテストを取り入れて、5種類取り入れているそうであります。

塩竈市では、これにさらにプラスして、いじめのサイン「守ってあげたいモード」、あと睡眠障害チェックリスト、睡眠の質や問題点の把握、あとギャンブル依存症のチェックモード、依存の危険性チェックも導入しているそうであります。この塩竈市では、多層的なモード展開で幅広いこのライフステージの問題意識に対応できる構成であります。ギャンブル依存症や、あとＳＮＳのスマホの依存とか、ゲーム障害などの分野も追加して検討対象にされています。

この利府町や塩竈市の取組について、再度どのように認識をされたかお伺いいたします。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

他市町村でリンクを張られ直接契約をされていて、同じくばどくにお住まいの方も利用は可能な状況にある中、ちょっとお金出す割には足らないのかなっていう部分が、

実際に診断された結果をその後のいろんな病院の診断を受けるだとか、そういった専門のカウンセリングを受けるだとかっていうふうな形につながるような、そういった使い方がなかなかできない部分が少しちょっと物足りないのかなという気がして、なかなか導入にまだ至ってないところでもあります。

ほかのいろいろ、国なりがつくっているようなシステム等を、ほかにまた適切なものがないのかというのも今後研究もしていきながら、このこころの体温計の有用性も今少し研究していきたいというふうに思うところでありますし、また、このこころの耳については、ぜひ議員ご指摘のとおり職場環境のストレス度合いであるとか、働く職場の環境等も見る仕組みでもあり、また、悩んだ部下を持つ上司がどう接したらいいのかと、いろんな局面に分かれている部分もありますので、庁内の職員の中でもさらに有効活用できないかなというところ、これから併せて検討してまいりたいというふうに思うところであります。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

様々検討していくという答弁でございました。特にこの若者とか児童生徒のメンタル面の不安は顕著であります。学校現場での活用や、また保護者に対しても、こころの体温計の活用ができる仕組みができればいいかなと思います。この生きづらさを抱えている人たちへの相談の一助になるように進めていただければなという思いで今回の質問にさせていただきました。

3月が自殺予防月間、9月の6日から10日まででしたっけ、自殺対策週間になっております。9月の10日が世界自殺予防デーになっておりますので、やはりこの誰にも打ち明けられないそういう方々の、ちょっと心を開ける、ちょっとこの隙間に入っていく、このこころの体温計がやはり重要ではないかと思います。その相談窓口もリンクが張って、そちらに誘導するようになっておりますので、ぜひ前向きなご検討をしていただこうことを期待いたしまして、最後に町長の見解をお聞きして質問を終わらせていただきます。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの犬飼克子議員の再質問にお答えをしたいと思います。

やっぱりストレスが多い、さらには少子高齢化、またその核家族化が進む中、いろんな形でやっぱりストレスを感じる方が、またそういう局面が多いんであろうなというふうに思います。議員ご指摘のとおり、その結果、自死につながるようなことがないよう、どういう形で気軽に匿名性を持ってきちんとしたこの相談できるような、そういう体制を構築していくことも大事であろうというふうに思う中、どういうやり方がいいのか議員ご指摘の内容も参考とさせていただきながら、今後の施策立案についてまいるといふふうに思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

以上で質問を終わります。

議 長 (今野善行君)

以上で、犬飼克子さん的一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午前11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

議 長 (今野善行君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

7番佐々木久夫君。

7 番 (佐々木久夫君)

通告10番でございますので、ただいまから通告に従いまして一般質問をしたいと思います。私からは2件ということでおろしくお願ひします。

1件目でございます。

公共施設の老朽化対策についてでございます。

公共施設の老朽化対策として、長寿命化計画が策定されていると思うが、計画を推進するに当たり考え方について町長にお伺いしたいと思います。

1要旨目、令和10年度までに予定されている建物（附帯設備のみの場合も含む）に係る長寿命化計画（大規模改修または計画改修）の件数と概算費用額は。

2要旨目、町民より大小様々な町道の改修工事の要望があると思うが、工事計画等を町民に対して説明する必要があるのではないかの2要旨でございます。

よろしくお願ひします。

議 長 (今野善行君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、佐々木久夫議員の公共施設の老朽化対策についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、1要旨目の令和10年度までに予定されている建物（附帯設備のみの場合も含む）に係る長寿命化計画（大規模計画または計画改修を含むもの）であります、これの件数と概算費用額についてお答えをいたします。

本町では、公共施設等の更新・統廃合等を計画的に行うことにより、更新費用の増加の抑制等財政負担の縮減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置の実現を図るため、平成29年に大和町公共施設等総合管理計画を策定したほか、個別施設ごとの管理方針として、個別施設計画（長寿命化計画）を併せて策定しているところであります。

ご質問のありました公共施設の修繕計画件数と概算費につきましては、直近10年間での長期財政見通しとして約100億円の費用が発生すると試算しております。このうち、建物に係る修繕として令和10年度までに予定されている計画件数は11件で、概算費用としては設計費を含め約36億円を見込んでおり、具体的には今後、もみじヶ丘保育所やひだまりの丘などの大規模改修を予定しております。

しかしながら、ここ数年は人件費や物価が上昇する一方で、法人町民税の減収が続いているおり、施設改修につきましては予算上の理由等により、一部計画を先送りしている状況にあります。

このような状況から、施設の大規模改修等については、町税の年度間の収支差を意識し、施設更新に伴う起債の発行や財政調整基金の取崩しなど、後年度への財政への影響を踏まえつつ、中長期的な視点で必要となる財源の確保・調整を図りながら優先順位をつけて事業化を進めているところであります。

続きまして、2要旨目の、町民より大小様々な町道の改修工事の要望があると思うが工事計画等を町民に対して説明する必要があるのではないかについてお答えをいたします。

本町の町道につきましては、685路線、延長328.3キロメートルを認定し管理を行っており、車両等の通行が円滑に走行できるような適切な維持管理に努めているところであります。

ご質問のとおり住民の皆様からは、この地域の実情等に応じて様々なご要望を頂戴しているところであります。できるだけその要望に応えられるよう調査・検討を行いながら対応しているところであります。

現在、町で実施しております維持修繕工事等につきましては、土側溝や劣化した側溝をU形側溝等に改修する側溝修繕、舗装路面の劣化等による亀裂等を補修する舗装修繕、そのほかには路肩やのり面の補修、道路横断暗渠等の構造物の不具合等を補修・改修する道路修繕に工種を分類し、現場状況等を勘案の上、行っております。

その中で、舗装修繕等、舗装の改良を含みますが、これにつきましては5年ごとに幹線町道を中心に、路面のひび割れ、わだち掘れ、平坦性の調査を実施し、舗装の損傷等の進行程度を確認し、道路状態等の把握に努めております。

調査結果につきましては、今後の道路改修に向けた路線としての判断基準の一つとしておりますが、管理する町道の重要性や地域性、緊急性を考慮しながら、豪雨、冬季の低温といった自然条件による劣化状況等の進行など、様々な不確定な要素が含まれるため、調査結果だけで路線を選定するのは好ましくなく、現地の状況をよく把握をし、改修等の実施を判断していくことが重要であると考えております。

さらに、比較的長期にわたる工事計画等につきましては、必ずしも計画どおりとはならない要素も多く、工事計画等の発信によって、町民の皆様への過度な期待や進捗状況によっては不安を抱かせる要因ともなり得ますので、その発信方法には慎重にしつつも来年度より計画の提示を行っていきたいと考えております。

なお、国の補助事業等により実施する事業に関しましては、国から計画内容の承認をいただいた後、関係する方々へ事業内容とスケジュール等の説明を行い、事業に着手しているところであります。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

佐々木久夫君。

7 番 (佐々木久夫君)

答弁をいただきました。この答弁に尽きるんじゃないかなと思いますけれども、さらに追加質問をしたいと思います。

長寿命化対策ということは非常に大切なことだと思います。これである程度直すことで、さらに再利用できる。それでこの長寿命化の施設、老朽化の施設に対してお聞きしたいんですけども、調査とかそういうのをどのような形でやるのか。個別施設管理ということで出されて、計画しているっていう話がありますけれども、これについて定期的な点検とか診断、誰がやっているか、専門家がやっているのか、町の職員がやっているのかそこら辺、あと構造上いろんな違いがあると思います。鉄筋コンクリートと木造とさらには鉄骨と、そういう年数っていうのある程度あると思いますので、そこら辺分かればありますけれどもお答えいただければと思います。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、構造物と道路と対象物によって異なるところがありますが、先ほど申し上げたその道路につきましては、平坦度等々、5年に1回外部に委託をして評価をしていただいておるところもあれば、あと建物関係に関しては、消防法に絡む内容またはその他法律に関わる内容に関して外部に見ていただいている部分もありますが、そのほかについては担当を所管する所管課のほうで点検項目を決めた中で、年に決まった回数、点検をしているのが現状であります。

その他とエレベーター等々はもちろん外部でしかやれない部分は外部に委託してい

る状況であります。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

佐々木久夫君。

7 番 (佐々木久夫君)

それで、平成29年度総合管理計画をしたということであります。当然7年、8年ぐらいたつのかな、もうこれは当然あると思いますけれども、これにのっとっていろんな計画をされて、予算というか金を工面するわけでありますけれども、それよりも早く傷みが激しくなるっていうのは当然出てくると思います。

昨日、同僚議員が質問しましたけれど、ひだまりの丘、あれたしかあれでも30年たっているということでありますけれども、木造の建物であるということが非常に早く改修工事が行われるのかなと思っております。

今後はやっぱり木造も大切ですけれども、ある程度の建物に関してはやっぱり寿命化のある建物にしたほうがよいんじゃないかなと私は勝手に思っておりますが、そちら辺町長はどうのようにお考えでしょうか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今、建設費、物件費、また人件費も高騰している中であります。法定で決まっている木造25年、鉄筋コンクリート50年、その機能以上に機能を伸ばすための機能改修ということで計画しておる中でありますが、必要な施設であればもちろん計画的に寿命を延ばしていくような計画改修は有効であり、必要な工事であろうというふうに思いますが、あと全体的な予算絡みに加え、やっぱりいかに平準化をして単年度の負担を少なくしながら長寿命化をしていくのかというのがこれから課題であろうなというふうに思ってございます。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

佐々木久夫君。

7 番 (佐々木久夫君)

設備を含めてそういう考え方であると思いますけれども、万が一というか緊急な場合、財政が厳しくてもやらなければならない事業については当然やらなきゃないと思思いますけれども、そのときの決定の仕方、当然町民がうんと集まるところとか、そういうところは緊急にやらなければならぬと思いますけれども、25年経過してひだまりの丘ということありますけれど、いろんな方が利用されるという話も先ほどありました。確かに私行ったときに木造で集成材なんでボルトが緩んであつたりなんだりしておりましたので、早速必要であるなと思っておりましたんですけども、この修繕に関しては構造物、建物のほかにいろんな設備等も当然あると思います。この設計屋さんが当然入ると思いますけれども、町というか職員だけでどうにもならないというのが現状ではないかなと思いますけれども、それに当たりまして建築した元の業者の不具合というのは今まであったかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけども、なければないんでいいんですけども、分からなければ分からぬでいいです。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

一般的になるんだろうと思いますが、もちろん完成検査を行った上で引渡しを受けて所有権移転しておりますから、その時点での不具合はもちろんない状態で完成検査をし、引渡しを受けているものであろうというふうに思うところであります。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

佐々木久夫君。

7 番 (佐々木久夫君)

そのとおり検査終わってからね、補償というのはある程度何年かあるんでしょうけれども、やっぱり木造に関しては定期的に見て回ってほしいなと思ってございます。

町の職員だけじゃなくて専門家を呼んで、それで長もちというか、より長くなると思います。そして修繕費もあまりかさまないうちに修繕したほうがよいんじゃないかなと思ってございます。

計画では11件もあるというような話でございます。なかなか金がないということで町長の行政報告の中にありました。税収が減って、もう出るところはもう決まっているありますけれども、それでですけれども、もみじヶ丘とひだまりの丘、どうしてもやらなければならないということありますけれども、そのほかにぱっと見た感じで、例えば研修センターとかそういったのも計画の中で将来は入るというはあるかどうか、そこら辺。研修センターの体育館もありますよね。あれも大分傷んでいるような気がするんですけど、そこら辺の見通し。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、佐々木久夫議員の再質問にお答えをしたいと思いますが、冒頭でも、また他の議員さんの質問の中でもお答えをさせていただいておりますが、公共施設が集中する特にこの吉岡地区の建物またはその配置をどうしていくのかという部分、今全体的な計画をゼロベースで、必要なのかというところも含め、今、府内横断的に協議をしておる状況でございます。

その中で必要だ、将来的には廃止しよう等の今検討しているところでもありますが、今ご指摘のとおり町民研修センターの今後の在り方、またあそこの体育センターの在り方等々もちろん今議論をさせていただいている最中でありますて、年度内には取りまとめをして方向性をまたご提示をしたいなというふうに思ってございます。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

佐々木久夫君。

7 番 (佐々木久夫君)

分かりました。今年度中にある程度出てくるということで安心しました。

それで財源の確保ということがありますけれども、この修繕に関して、改築に関し

てというのは国とか、そういう交付税というのは取ることができるのか、それとも独自に起債とかいろいろ使ってやるものか、そこら辺をちょっとお願ひします。

議長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えしたいと思いますが、施設の機能またはその利用によって起債ができる事業とそうじやない事業、または国からの補助を受けられる事業とそうじやない事業と分かれてくる部分がございます。

そういう意味では今、何らかの改修をするに当たっても単純に単費でという形ではなくて、何らか補助を頂ける事業がないのかというのを今徹底的に当たらせながら、特にやっぱり単費での事業となると財政的なインパクトも大きい部分もありますので、そういう意味で今、様々な検討をしながら改修計画に備えていきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長 (今野善行君)

佐々木久夫君。

7番 (佐々木久夫君)

では、建物に関しては1要旨を終わりたいと思います。

2要旨でございます。

道路関係でありますけれども、今、前議員が質問してあります。緊急を要する道路というのは当然出てくる、穴が開いたりそういうときの通報の話は先ほど聞いたんですけども、ある程度は我慢できる場合と我慢できない場合があると思いますんですけども、路線が多いということもありますけれども、適切な維持管理をやっているということありますけれども、その維持管理が町の職員のパトロールだけではできないと私は思います。いろんな区長さんなり地域の方の通報があって初めて分かるのかなと思っております。土日を除いて常に都市建設課ですか、道路が受入れてくれると思いますけれども、この対応ですけれどもちょっと聞きたいんですけども、この道路維持の緊急の場合の金っていうのは、当然予算は多分ないと思いますけれども、

あるのかな。それで補正とかいろいろあるんですけれども、緊急時のこの金っていうのは本当心配であります。緊急いろいろありますけれど、ちょっとした穴から災害から、というか応急的な処理等あると思いますけれども、そういう予算についてはどこからどのように、そういうのを簡単に取るということできるのかどうか。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

それでは、ただいまの再質問にお答えをしたいと思いますが、もちろん修繕費を予算立てしている部分がもちろんありますし、どうしても足らないという部分は全体の中の予備費を充当するケースもございます。加えて、日常の道路の管理等々のお話もございましたけれども、区長さんははじめとする一般の方からも、そういった声も担当課のほうでは受けておりますので、せっかくでありますから担当課長からもいろんな状況をちょっと説明させたいと思います。

議長（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは、佐々木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今現在、都市建設課では職員が休日当番というような形で対応を取ってございまして、その中で役場に連絡いただいた場合は、その職員で対応をまずするという形で、よく通報いただくのは舗装の路面の穴ですか、小さい部分でそれのご連絡をいただきて、その分は合材を持ちながら職員が対応をするというような形もしてございます。

あと緊急の度合いにもよるんですが、先ほど申ししたように、町長が申されたように、その大きさ、災害の緊急性によりましては、予備費もしくは予算の専決処分というような形の中で対応させていただくということで、緊急時のそれ以外の分については既存の予算の中で何とか対応しているというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 (佐々木久夫君)

たまに言うとお金がないんですって言われるんで、ちょっと心配したんありますけれども、これで安心しましたので、緊急の場合だけありますので、あとは計画的にやるということありますので心配はないと思いますけれども。

ここでちょっと心配したいのは、職員のパトロールそして地域の方々と、そのほかにシルバーでいろいろ何か管理しているというか、ごみ拾いなんかしているので、そういう形があるんであればシルバーにも若干お願いしてみたらどうなのかなと、こう思ってございますので、そこら辺はあとお任せします。

それで修繕を含めて亀裂が非常に最近目立つということあります。特に吉田のほうもかなり傷んで、特に自衛隊の重車両が通るということもあります。そこら辺を考えていただきたいなと思うんですけども、順番性があるといえば何も言うことはできないんですけども、できるだけ修繕の予算を取ってほしいと、要望でございますのでそこら辺、財政課長、取れる予算あるかどうかちょっとお話ししてください。これは余計、すみません。余計なことで失礼しました。

いずれにしろ財政が絡むということでありますので、主要道路に関しては都市建、担当課から上がった場合はぜひ計画に入れてほしいということでございます。

それでこの優先順位でありますけれども、幹線は当たり前というか、順位の決め方、これはどういう形で決めていらっしゃるか。修繕の順位。予算があるでしょうけれども、分かればお願いします。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えしたいと思いますが、道路はもちろん、どこかとどこかをつなぐものでもありますから、周辺の渋滞の状況であったり、ほかとのつながりも見ながら、あと財源として自主財源なのか、裏に裏財源があるのか、補助メニューがあるのか等々を含め、そういった中で勘案して順番を決めている現状ですが、冒頭の回答でもさせていただきましたとおり、新年度からはもう少し見える化を図りながら事業のほうを進めていきたいというふうに思いますが、災害の発生状況等々い

ろんな社会情勢の変化によって多少変わることもあることを確保した上で提示もしてまいりたいと思いますので、提示された内容をご覧いただきまして、様々ご意見をまたいただければなというふうに思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

佐々木久夫君。

7 番 (佐々木久夫君)

修繕ということもありますけれども、議会にもかなり細々とした要望が提出されております。これは地域振興協議会という名の下に出ておりますけれども、なかなか回答ができていないのかなって、町の回答ができていないのか毎年来るなと思っておりましたのですけれども、やっぱりできるできないは当然あると思いますので、そこら辺の説明はしていったほうがいいのかなと思ってございますので質問させていただいております。そこら辺は誰が説明するか分かりませんけれども、ぜひ説明してほしいと思います。

それであともう一つ要望が出ているのは、旧市街地ですね。要するに吉岡、今新しい団地ができて、その道路はいいんですけども、旧市街地非常に悪いというふうな話を聞いてございます。これは側溝が、私の同級生がいるんで、側溝はやってもらえない、舗装はがたがたということがあるんで、それで要望が来ているところに対してどのような対処をしているかっていうのは、あわせて、一つお答えいただければと思います。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

要望いただいている事項につきまして、場所に関しては必ずや現地確認を担当課のほうでまずはさせていただいております。あとはその優先順位というところでは、繰り返しになるかも分かりませんが、全体の見た中で影響度合い、またはその補助メニューがないのか等々含めた中で優先づけをさせていただいている現状でありますと、あと加えて土地改良の今後の見込みでありますとか、大きな中長期的な道路整備等の

そういういた計画も見ながら、より投下したその事業が無駄になることがないようなどころも意識をしながら、現状、担当課とともに優先順位をつけさせていただいている状況にありまして、いろいろ説明をもっとすべきじゃないのっていう話もいただきましたので、そういういたところ説明できるところは、今後説明に努めてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

佐々木久夫君。

7 番 (佐々木久夫君)

答弁をいただきました。

ここにお答えの中で、過度な期待というような、決して住民はこんな大がかりな期待は、町のやることでありますので、間違いないというのだけ言ってもらえば、明日やるとかあさってやるんじゃなくて、そこら辺の説明をしてほしいなと思ってございます。何年以内にやるとか、そういう質問をお願いしながら、長寿命化については終わらせいただきたいと思います。

それから、2件目に入りたいと思います。

2件目でございます。学校の危機管理についてでございます。

学校を取り巻く環境は、不審者対応をはじめ、自然災害による水害や地震に加え、イノシシや熊などの出没など様々な危機管理に対応しなければならないと考える。

そこで、学校における危機管理への考え方と地域等との連携について伺います。

1要旨目、過去には学校内に不審者が乱入し児童に危害を与える事件があった。その後、校門付近に簡易的なバリケードを設置したが安全対策として十分と思うか。

2要旨目、校門に門扉や防犯カメラ等を設置することは不審者侵入の抑止や事案等が生じた際の有効な記録となるが、設置についての考えは。

3要旨目、コロナ禍以降、地域と学校の連携が希薄化していると感じている。地域との連携を再構築するには危機管理体制を強化する一つになるのではないかと思います。

以上でよろしくお願いします。

議 長 (今野善行君)

答弁を求める。教育長八巻利栄子さん。

教育長（八巻利栄子君）

それでは、学校の危機管理についてのご質問にお答えいたします。

学校保健安全法第29条では、学校は児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の事情の実情に応じて、危機等発生時において当該学校の職員が取るべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領を作成するものと規定されておりましたことから、各小中学校において危機管理マニュアルを策定し、不審者や自然災害時の対応等の訓練を年に3回から6回実施しており、児童生徒は不審者への対応方法や教室への避難と施錠などを学び、緊急時にも落ち着いて行動できるスキルを身につけております。

それでは、1要旨目の、過去には学校内に不審者が乱入り児童に危害を与える事件があった、その後、校門付近に簡易的なバリケードを設置したが安全対策として十分と思うかについてお答えいたします。

ご質問の簡易バリケードは、令和5年に栗原市内の小学校に軽トラックが侵入し児童4人がはねられる事件が発生したことから、模倣対策として緊急的に単管バリケードを全ての小中学校に設置したものでございます。議員ご質問のとおり、簡易バリケードですので固定式の車止めとは違い、大人であれば移動が可能な状況となっておりますが、本年6月に開催されました仙台圏域安全教育総合推進ネットワーク会議において、学校安全の推進をテーマとした話し合いの中で、警察の方から外部の侵入者に対して簡易的なバリケードであっても犯罪の抑止には効果的で一定の防犯効果があるとの説明がございました。より強固なバリケードの設置につきましては、保護者や配達車両等の来校に支障を及ぼすことも考えられますので、各学校の意見を伺いながら、今後も児童生徒の安全を確保する手段を講じてまいります。

次に、2要旨目の、校門に門扉や防犯カメラ等を設置することは、不審者侵入の抑止や事案等が生じた際の有効な記録となるが設置についての考えはについてお答えいたします。

初めに、門扉につきましては、町内では小野小学校に2か所設置されており、児童が校内にいる間は基本的に閉鎖することになっております。門扉は不審車両の侵入を防止する有効な手段の一つであると考えておりますが、門扉を設置した場合、保護者や宅配業者のほか、給食運搬車などが日に何度も来校しており、教職員はそのたびに職員室から校門に向かい門扉を開閉する状況となります。学校によっては2階の職員室から下に降りて向かうなど、かなりの距離がございますことから、現実的には難し

い状況がございます。

また、不審者で考えた場合、学校敷地内に容易に侵入できないよう、門扉の高さを1.8メートル以上にすることが望ましいとされておりますが、門扉以外の外周フェンスも同様の高さで全体を囲う必要がございます。各学校の敷地の状況等を踏まえますと、当面は各学校による不審者対策訓練により、児童生徒及び教職員の危険察知能力や危機回避能力等の向上を図りながら、今後予定されております学校施設の長寿命化改修の際に、PTAや地域のご意見も伺いながら検討していきたいと考えております。

また、防犯カメラにつきましては、各学校の校舎の昇降口を中心に設置しており、職員室から常時確認ができるモニターを設置し、2週間程度の録画記録装置も備えて防犯等の対策を講じております。校門付近への設置につきましては、場所等を含め各学校の意見を伺いながら検討してまいりたいと思います。

次に、3要旨目のコロナ禍以降、地域と学校の連携が希薄化していると感じている、地域との連携を再構築することも危機管理体制を強化する一つになるのではないかについてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、コロナ禍の際は子供たちを守るという観点から、できる限り外部との接触を避けるという考え方の下、学校運営がなされておりました。コロナ禍が明け、改めて地域に開かれた学校を取り戻すべく、教育委員会といたしましても校長会議等機会を捉えて指示をしているところでございます。

通学や下校後の生活を含め、児童生徒の安全を確保していく上で、学校だけではできることに限りがありますことから、保護者や地域の皆様から助けを借りる力が学校防災力の一つになるのではと感じております。

教育委員会といたしましては、今後も地域と学校のつながりが深まりますよう、改めて地域の方々と学校の関係づくりの橋渡しを行い、学校と地域社会がより緊密に連携することにより、地域全体で子供たちの安全安心できる環境を構築し、健やかな成長をともに支えていけるよう働きかけを行ってまいりたいと考えております。

よろしくお願いいいたします。

議 長 (今野善行君)

佐々木久夫君。

7 番 (佐々木久夫君)

大変丁寧な説明ありがとうございます。

今回、教育委員会は私のみでありますので、質問以上の優しい答えをいただければと思ってございます。

それでは、再質問させていただきますけれども、今町内には防犯パトロール隊があります。これは地域の消防団が中心になってつくり、そして今現在もやっております。こういうのを含めますと、3要旨目に行ってしまうのでしょうかけれども。いずれにしろ地域と連携するということが大切です。

最初の1要旨目でございます。

過去、吉田ではないんですけど不審者が入って暴行したという、切りつけたというのがテレビで放送されました。果たして今の状態で校舎内には多分入れないと思いますけれども、校庭には入ることができますよね。そのときの対応の仕方ってどうやるのか、それが問題になると思います。例えば地域に、そこに誰かいれば声かけたりなんだりできると思いますけれども、学校の先生方で運動というか校庭で遊んでる場合の対応はどのような訓練というか、やっているかちょっとお聞きしたいんですけど。

議長(今野善行君)

八巻利栄子さん。

教育長(八巻利栄子君)

それでは、佐々木議員の再質問にお答えいたします。

先ほど不審者対応訓練もやっているような話をさせていただきましたが、校庭に子どもたちがいる場合、必ず教員と大人がついておりますので、休み時間も含めまして、まず子どもたちを校舎内に避難させるというのが大きな第一歩になるかと思います。その後、教員1名の場合ですと対応できませんので、応援及びその不審者に対する対応を行うというところでやっているものと承知しております。

よろしくお願ひいたします。

議長(今野善行君)

佐々木久夫君。

7番(佐々木久夫君)

大規模校と小規模校は大分違うと思いますけれども、私とすればこのパトロール隊

っていうのもありますけれども、ほとんどみんな働いていないというのが現状でありますので。ただ、散歩したり、働いている方がいるわけですから、その方たちに声をかけるっていうのも非常に大切なと思っております。

ここでもう一つ聞きたいのは、侵入者が入った場合にですけれど、先ほど声かけて対応するというような話でありますけれども、ちょっとなかなか本当は侵入者っていうのはもうちょっと異常じやなきや入っていかないと思いますけれども、そこら辺の勘違い。要するに、何か持つていれば分かるんでしょうけれども、何も持たないで行くって、そして子供に話しかけると、そういう心配も若干あるんですよね。子供かわいさに行くということで考えられるということですので、必ず犯罪者とは限らないという。そのような判断っていうのは、当然担当の先生がされると思うが、そこら辺の先生たちの判断っていうのは、訓練というか教育はされているんでしょうか。

議長 (今野善行君)

教育長八巻利栄子さん。

教育長 (八巻利栄子君)

それでは、ただいまの佐々木議員の再質問にお答えいたします。

外にいる場合は、なかなかオープンスペースですので難しいかとは思いますが、一応校舎内にどなたかがいらっしゃるという場合につきましては、来校者用の出入口も施錠しております、モニターで、ピンポンでどなたですかという形で確認して、可能なときにお開けするという対応をしております。

なお、不審者等大きい事件があったときには、なかなか子供たちについても知らない人に、昔は挨拶をみんな地域の人にしなさいって教育されてきたところなんですけれど、そういう事件がありますとなかなか知らない人に声かけられたら逃げなさいと、まず、というふうに指導したときがございますので、難しい今、時代とか世の中でその辺が地域とのつながりっていうことにもよるかと思うんですけども、基本、小学生の小さい子については知らない人に声かけられたら逃げなさい。どこかの民間に入るとか、学校に戻ってくるとかという形での対応が主になるかと思います。

よろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

佐々木久夫君。

7 番 (佐々木久夫君)

今、声かけということあります。子ども110番っていうのがありますよね。何かチラシっていうか、玄関口に貼ってある。実際に機能というか、駆け込みがあつたら大変なことありますけれども、この方たちの指定されております。これは学校単位で把握しているんでしょうかっていうことであります。非常に大切なことでありますので、子供たちにも110番の貼り紙あるところに駆け込みなさいよっていう指導をしているかどうか。そこら辺ちょっとお聞きしたいなと思います。

議 長 (今野善行君)

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 (八巻利栄子君)

ただいまの佐々木議員の質問にお答えいたします。

通学方法にもよりますが、徒歩で登校している子供につきましては、近所の通学路を確認する上で各学校においても子ども110番、何かあつたら子供たちが飛び込めるよう子ども110番の家については把握しているものと承知しております。

よろしくお願ひいたします。

議 長 (今野善行君)

佐々木久夫君。

7 番 (佐々木久夫君)

分かりました。把握しているということで安心しました。

2要旨に入りたいと思います。

これは金のかかることでありますので、検討するということであります。門扉は確かに重いので、なかなか2階から降りてくるとかって先生は大変だと思います。今、遠隔操作というのありますのでぜひ予算をつけていただいて、ボタン一つで開いたり閉めたりという、そしてまた業者が入るんであれば業者にそれをつけてっていう方法もあると思いますので、そこら辺を早く計画に入れてほしいと。これは要望でありますので2要旨は終わりたいと思います。

3要旨でございます。

地域と学校の連携が希薄化という。最近、町で年に1回防災訓練等をしております。防犯じゃなくて防災訓練している。なかなか最近、児童が見えないなという感じであります。あとは当然コロナのせいになると思いますけれども、たしか私がPTAとか消防団やっていたときは子供たち児童が参加して、煙りをくぐったような記憶が隅のほうに、そういう訓練もしておりますので、地域の防災訓練にはぜひ出てほしいと思いますし、また防犯も含めましていろんな形で地域の方々との関連を深める。先ほども答弁されていましたので、ある程度答えになっているのかと思います。

ただ、野生動物、イノシシ、熊、そして昨日は猿の話ということありますので、そのほかにカモシカとか野生動物に対する、これらの子供たちに対しての指導も徹底していただきたいなと思ってございますので、ぜひ学校のみならず、学校では年3回ほど訓練やっていると思いますけれども、地域を含めたやっぱり防犯を含めて、防災も含めて地域を含めて計画をして一体となってやってほしいと。それでそこで顔を知るということでお互いにいいのじやないかと。どこどこの孫とか、どこの子供っていうのを知るだけでも大分違うと思いますので、そこら辺はひとつやってほしいなと思ってございます。

要望になってしまったんですけども、最後に、今までを含めて、私のしゃべったことを含めて、教育長の最後の締めの方針を聞きながら終わりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 (今野善行君)

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 (八巻利栄子君)

それでは、ただいまの佐々木議員の再質問にお答えいたします。

学校の防犯は非常に大切なことでありまして、朝行ってきますと言って家を出た子供たちが、夕方ただいま元気に帰ることが何よりかというふうに考えております。その間に心配なことは不審者もありますし、火災や自然災害、それから先ほど議員おっしゃったとおり動物とかの被害等も様々考えられるわけでございますので、やはり学校だけでは難しいこともあります。一度薄くなってしまった地域との関係も再び構築しながら、子供たちが安全安心に生活するというのは学校のみならず、地域の皆様の願いでもあると思いますので、防災訓練等もぜひ保護者の方々と子供たちが一緒

に参加できればよいのではないかというふうに考えております。

今後とも教育委員会といたしましても、子供たちの命を大切にする教育をしてまいりたいと思いますので、引き続きご理解とご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長 (今野善行君)

佐々木久夫君。

7 番 (佐々木久夫君)

終わります。

議長 (今野善行君)

以上で、佐々木久夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時からいたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

議長 (今野善行君)

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

4番平渡亮君。

4 番 (平渡亮君)

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は短期的、中期的、長期的な視点で3件質問をさせていただきます。

1件目、広報たいわとLINE公式アカウントの連携強化について。

広報たいわは、長年にわたり全戸配付によって町の重要な情報源として大きな役割を果たしてきました。その一方で、編集やデザイン業務は職員の負担が大きく、業務の効率化が求められています。今後は、防災・福祉・子育て・観光など複数の課を横

断した広報体制を構築することが必要であると考えます。

あわせて、公式LINEの中でAIチャットボットを活用することで、必要な情報を必要とする人に迅速かつ的確に届けることが可能となります。紙媒体とデジタル媒体の相乗効果により、町民満足度の向上、LINE友だち登録者数の増加、さらには電話や窓口での問合せ件数の削減が期待できると考えます。以下、町長の所見を伺います。

1要旨、広報たいわの編集・デザイン業務を外部委託し、課を横断した広報体制を構築するお考えは。

2要旨、公式LINEにAIチャットボットを導入するお考えは。

3要旨、友だち登録者数増加とブロック防止のため、クーポン配付やイベント抽せんなどを取り入れる考えはあるか。

以上です。

議長（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

それでは平渡亮議員の広報たいわと公式LINEアカウントの連携強化に関するご質問にお答えをいたします。

現在、本町では広報たいわの作成については、職員が取材、編成を行い、印刷を外部委託している状況にあります。編集につきましては、広報担当者がレイアウトを考え、それを委託先に伝え、委託先が作成したものを校正し、その後印刷し、地区ごとに仕分して納品される状況であります。また、校正段階では、副町長を委員長とし、各課1名の委員を選出した広報編集委員会を組織し、翌月号の広報紙の記事等について編集作業を行っております。

広報たいわの作成を外部委託することにより、広報担当者が作成に費やす時間を削減されるなど様々なメリットがある一方で、デメリットも考えられます。

まず、そのメリットとして専門性を活用することにより、デザイン、編集などの専門スキルを持つ外部業者に任せることで、広報紙の質が向上することが挙げられます。また、業務効率化が図られ、広報づくりに係る職員の業務負担が軽減されることにより、広報紙以外での情報発信としてSNSの活用や地域に多く出向くことができるようになり、新たな発見や地域の魅力を発見できるようになると思われます。このほか、

外部委託による客観的な視点や外部委託による委託料の増加につながるもの、トータルコストの削減になるものと考えております。

外部委託のデメリットとしては、外部委託の方法にもよりますが、取材、編集、デザイン、印刷など全ての工程を委託した場合、高額な委託料になることも考えられるほか、町の意向を反映させることが難しかったり、費用の増加、緊急対応の難しさなどが考えられます。

しかしながら、現在の職員不足や情報発信の強化を考えますと、広報紙の作成を外部委託することは、本町にとりましてメリットのほうが大きいと考えられますので、外部委託する範囲など詳細な検討は必要となります。基本としては外部委託を進めてまいりますとともに、現在組織しております広報編集委員会の委員を中心に様々な媒体を活用した情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、2要旨目のA I チャットボットの導入に関する質問についてであります。

現在、多くの企業でチャットによる問合せを受け付ける企業が増えている状況であります。本町では、L I N E を活用した情報発信を行っておりますが、A I チャットボットは未導入となっております。A I チャットボットは基本的に24時間対応可能であること、同じ品質での回答ができるなど大きなメリットがあります。しかしながら、住民からの問合せが複雑であったり、イレギュラーな問合せや感情的な対応には限界があります。このことにより、住民等の不安を招く可能性や初期設定、運用コストなど、チャットボットの設計、導入には一定の時間とコストがかかることなどが考えられますので、現段階では導入予定はございませんが、今後、必要な取組であると認識しておりますので、デジタル化の中でその導入可能性について継続的に検討してまいりたいと考えております。

次に、3要旨目の友だち登録者増加とブロック防止に関する質問についてであります。

現在の友だち数は、令和7年8月25日現在の数字になりますが1,570人であり、情報発信ツールとして考えますとまだ少ない状況であります。役場の各課窓口や正面玄関のほか、公共施設等にもポスター等を掲示いたしておりますが、友だち数の大きな増加にはつながっていないため、各種イベントにおきましてもQRコードを活用しPRしております。

その際、友だち追加のメリットを尋ねられたりするケースもございますが、追加していただいた皆様の期待に応えられるような情報発信に努めてまいりたいと考えております。

今後、他市町村の事例等を参考にしながら、クーポンの配付やイベントの抽せんなどについてその可能性を探りながらも、情報発信や住民が求める情報の把握など、ブロックされない親しまれるLINEの活用に努めてまいります。

以上であります。

議長 (今野善行君)

平渡亮君。

4番 (平渡亮君)

それでは、ご答弁に対しまして、深掘りして質問をさせていただきます。

1要旨についてでございますが、広報たいわの発行について、広報担当者でやっているということですが、何名の方が担当しているか教えてください。

議長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

メインで担当してくれているのが1名、あとはサブ的に補佐役として入っている者が1名であります。もちろんほかの業務も遂行しております。

お願いします。

議長 (今野善行君)

平渡亮君。

4番 (平渡亮君)

あれだけの分量であれだけのクオリティを一人でやっぱりやっているというのは相当な負担があると思います。多分、他自治体ですとやっぱり二、三人でやる業務を一人で多分担当していると思います。ということもありまして、デメリットの中で費用のことがありましたが、やっぱり職員の方々も費用という形で、マンパワーの部分で費用対効果を考えたらやはりその費用の面がデメリットであればクリアできることかなと思っております。加えて、取材はやはり町のほうの職員の方がして、編集の方向

性だけですね、方向性だけをしっかりと決めて、それでデザイン、これが一番配置が大変でございますので、担当業者に委託することにより3パターンぐらい大体用意して、それで皆さんチェックというような形でやっていくと業務がスムーズになると思いますので、前向きな形で外部委託を考えていただくということでございますので、進めてもらえばと思っております。

次に、広報の体制についてですが、今のところ広報編集委員会、今のところこの広報編集委員会は広報たいわのみの集まりのように、委員会のように認識しておりますが、この広報委員会を例えばLINEにこれ連携でございますので、LINEが今各課で配信をしていると思います。ちょっといろいろ自分の中で全部調べてたんですけど、総務課が30回、生涯学習が24回、その他いろんな課が発信したと思うのですが、発信の仕方が全部ばらばらでございます。そのときに、ホームページ更新しましたっていうものからスタートするのが59回あります。となると、やはり何を発信して、まず最初ホームページ更新しましたからスタートするので、一番の題がまず何についてかがやっぱり受け手側が何の情報かをすぐキャッチしたいものですので、そういうことも含めて、そういうものを広報委員会で共有して、ほかの委員さんなり、フェイスブックなり、エックスなりとそういうものを議論したり発信するのをみんなでフォームをつくってやるような会にするのは、町長どうでしょうか。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

ただいまの平渡議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まさに、昨年からそういった話はいろいろとさせていただいている中、やっぱり広報紙からその他の媒体にシフトする時代じゃないのかという話もさせていただいている中、ちょっとメインで担当されている職員がちょっと代わったところもあって、どうしても自分でまずやってみたいっていうところもあった中でもありましたが、これからは外部委託をより高額とならない委託料の中で効果的に仕切ってさせてもらいながら、SNSでの発信を注力していく時代であろうというふうに思いますので、広報編集委員会なのか、別な委員会をつくるのか、そういった話し合う場を持ちながら町側が行ったホームページの更新とかっていう行為ではなくて、情報を取りたい方がキーになるそのキーワード的なところで発信するような、そういった環境をつくってま

いりたいというふうに思います。

ありがとうございます。

議 長 (今野善行君)

平渡 亮君。

4 番 (平渡 亮君)

それでは、2要旨目に移らせていただきます。

チャットボットです。

先ほど、同僚議員のほうから道路損傷通知機能等の話がありました。ポケットサイ
ンでございますが、町民によってはアプリをダウンロードすることが必要になります。
高齢者はちょっと難しい、ハードルが高いものだと思いますし、やはりそういうもの
を自分で取って送るっていうためにアプリをダウンロードする、あまり意識の高い人
ってそんなにいないのかなと正直思っていたりもするんですが、このチャットボット
を入れることによって、かなりの住民のサービス向上につながります。チャットボッ
トって医療チャットボット、防災チャットボット、または生活相談、ごみとか、あと
は医療ですと休日診療の病院を教えてくださいとか、ごみだったらフライパンは何に
なりますかとか、そういうような形の質問にA Iが答えてくれるというものになります。
様々な自治体が導入しておりますが、富谷市が昨年試験的に子育て支援に特化し
たA Iのチャットボットを運用し、1か月なので効果がどういうふうになったのかは、
これから市のほうで判断すると思いますが、全てにおいてオンラインの窓口も含めて、
チャットボットを利用するということは町民の生活向上につながると考えますが、町
長としてはどのような形で考えているか教えてください。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの平渡議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

やっぱり調べてみると、全国の自治体でも19%ぐらいの自治体がもう既に導入を
されていて、頭から全般というよりは、各市町村で持たれている本当にごみ収集の、
先ほども話がありました、ごみ収集の話。また子育て向けのメニューだとか、限られ

た中で省力化をして、どちらかというと対面の仕事を職員にはしてもらうような、そういう方向づけのためにも有効なものであろうというふうに思っており、DXに絡めた中で、これから導入できる部分がないのかというところは前向きにこれ検討していくべき事項だというふうに認識をしております。

以上であります。

議長（今野善行君）

平渡亮君。

4番（平渡亮君）

補助金も普通交付団体になりますので、様々な補助金もありますので、それを活用して進めていただければと思います。

それでは、3要旨です。

ブロックの防止という形で言いましたが、現在、町の友だちからブロックになった数を教えていただいてよろしいですか。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

今現在、お昼休みに調べた数字でいきますと、友達登録が1,586人いる中で、そのうち211人がブロックされている方がありました。

以上であります。

議長（今野善行君）

平渡亮君。

4番（平渡亮君）

ブロックされる理由として、本町がこれは見直ししたほうがいいのが一つあります、LINEの友だちを増やす、募集するのはいいんですが、LINEの友だちになった後の設定の説明書きがホームページもどこにもないんです。セグメント方式設定

という自分の必要な欲しい情報だけ右下のところで設定できるんですが、ほとんどの人はしていないみたいなんです。となると、全部が情報来てしまうので、必要なものではなくて自分が必要としないものまで来てしまうので、ちょっとLINEの数が多過ぎてブロックするということがありますので、そのところもしっかりとホームページ、丁寧に友だちを募集するのであれば、しっかりと説明をしてマニュアルをしっかりと作って公開しながら進めてもらえばと思います。

それでは、しっかりとLINEの友だちも増えておりますし、前向きな返答をいたしましたので、2件目のほうに移らせていただきます。

2件目です。地域おこし協力隊の今後の活用とビジョンについてです。

本町では、今年初めて地域おこし協力隊を採用し、活動を始めております。地域おこし協力隊は、国の支援制度を活用しながら外部人材を地域に呼び込み、地域課題の解決や新たな産業・交流の創出につなげられる貴重な仕組みであり、採用から間もない現段階だからこそ、今後の活用ビジョンや方向性を明確にすることが重要であると考えます。

また、活動分野の拡大として、地場産業への従事、古民家を活用したカフェの開業、地域特産品の新規開発など、地域資源を生かした事業への協力隊の参画も検討すべきと考えます。以下、町長の所見を伺います。

1要旨目、今後のビジョンと人数拡大をする計画は。

2要旨目、地場産業や観光資源への協力隊を採用するお考えは。

3要旨目、任期後の定着の支援についてのお考えは。

以上です。

議 長 (今野善行君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、次に、地域おこし協力隊の今後の活用とビジョンについてお答えをいたします。

地域おこし協力隊につきましては、令和7年度から要件等を見直し、フリーミッシュ型での募集をしたところ応募をいただきまして、6月に採用を行っております。

現在の協力隊員は、ネギ農家として就業し、地域を盛り上げるセカンドキャリアを活動のテーマとし、元プロ野球選手が大和町に居住しながら吉田地区でネギ栽培をす

ることで、新たな就農者の掘り起こしや町のPRを行っていくことを目的としております。また、これまでの経験を生かした野球教室や各種町のイベント等にも参加いただき、一緒に地域を盛り上げていただく予定としております。

それでは、1要旨目の、今後のビジョンと人数拡大をする計画があるかについてお答えをいたします。

大和町初の協力隊員として6月から活動を開始していただいたところでもあり、まずは現隊員の活動を軌道に乗せることに注力する必要があると考えております。このことから、現段階では今後のビジョンや人数拡大について検討まで至っておりませんが、協力隊員は最長で3年の任期になりますことから、現隊員の活動状況を分析し、その先の戦略的かつ計画的な活用について検討していく必要があると考えております。

次に、2要旨目の、地場産業や観光資源への協力隊を採用する考えはあるかについてお答えをいたします。

地域おこし協力隊については、主に移住・定住促進、観光・情報発信、農林水産業で活用されております。そのほかに地域特性を生かした活動や伝統産業の担い手などの活動もあり、多岐にわたる地域おこしへの活用が可能と考えており、地域ニーズの把握に努めながら必要性を検討してまいります。

次に、3要旨目の、任期後の定着支援を考えているかについてお答えをいたします。

地域おこし協力隊は、移住・定住の観点もあり、全国で7割弱の方が任期終了後も近隣市町村を含む同一地域に引き続き定住しております。

地域おこし協力隊は、任期後の起業に対する経費や定住のための空き家改修に要する経費等は特別交付税措置がされますことから、国の制度を活用した定着支援を実施してまいりたいと考えております。

また、定着に向けては、任期後の支援も必要と考えますが、それ以上に任期中の地域とのつながりや活動を通じて、将来的になりわいとして生活ができるように、町や協力団体等がサポートしていくことが肝心であると考えております。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

平渡 亮君。

4 番 (平渡 亮君)

それでは、再質問をさせていただきます。

すばらしい人材が地域おこし隊としてやってくれたなというふうに、本当に心から喜ぶことで、本当に喜んでおります。そのことですが、まずは隊員の方に活動を軌道に乗せるということで、いろいろな寄り添うような形で対応してくれると思うんですけれども、そのサポートはまちづくり政策課の担当の方がやるのか、それとも課をまたいで今サポート体制をつくっているのか教えてください。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

主には、ご存じのとおり、まちづくり政策課が担当として当たってくれておりますが、そのほか農業をなりわいにというところで主で動かれておりますので、その点は農林振興課のほうにも力を貸すよう指示しております。

以上であります。

議長（今野善行君）

平渡亮君。

4番（平渡亮君）

先ほどご答弁見ると、野球教室やイベント等の参加という地域にやっぱり根差していかぬきやいけないと思っているんです。そう考えていけば、地域イベントというふうになると商工課も絡みますし、生涯学習課も絡みますし、野球教室、例えば教育的なものであれば教育総務課も絡みますし、全ての面で子供たちもそうですしお年寄りもそうです。広い層にやはり認知していただくことが大事だと思います。ということもありまして、彼がスポーツ選手としてセカンドキャリアということを掲げておりますが、実は彼の後ろには多くの人間がおりまして、彼をいかに成功させるかによって本町のこれから地域おこし隊のビジョンもそうですし、あとはいろんな意味で注目されているので、本町の見られ方も変わってくると思うんです。今までやっぱり地域おこし隊がなぜ本町に来なかつたのかということを、やはりやつたときミッション型だったということもあるんですけど、やはりどちらかというとミッション型ではあるんですが、我々の広報の仕方なり、いろんな意味で戦略的なものがちょっと足りな

かつたのかと思っております。ということもありまして、その計画をしっかりとやる、寄り添うということもそうですし、これからビジョンとして、人材不足言われている中、例えば地域おこし隊で町内で働くという、例えばPRをやりたいとか、あとはイベントを手伝いたい、地域をおこすような活動をしたいというような子たちが、若者でどういう仕事にこれから就こうかということで、20代前半で結構迷われている方も多いと思いますが、そういうような方の採用はどんどん呼びかけていくつもりは町長ないでしょうか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まずは平渡議員おっしゃるとおり、貴重な第1号の隊員でもありますので、ぜひ成功していただくようにという中で、まずなりわいとなる農業の部分を成功していただけるようにサポートさせていただくとともに、期待するところではあるんですが、我々ではなかなかつながらないセンターの方がたくさんいらっしゃいます。そういう方の中から、一緒に大和町に来て何かやりたいなっていう方が出してくれれば、それにこしたことはないなというふうな思いもあって、試験的にはなるんですが10月にはふるさと納税絡みのイベント等もあって、ぜひそういった場所にも参加させていただくということで予算化もして、職員とともに同行していただく予定にさせていただけたりもしております。そういう方々の中から、ぜひ手を挙げていただける方が出てこないかというところをもう少しじっくり見てていきたいというふうに思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

平渡 亮君。

4 番 (平渡 亮君)

それでは、2要旨目に移らせていただきます。

今町長のご答弁にありましたとおり、いろんな我々、町ではできること、外からとなったときに、地場産業、観光、ワイナリーもありますし、マイタケで最近商品開

発されたところであったり、あとは農業の後継者であったり、実は町内で伝統工芸品もそうです。台ヶ森焼も今3人でやられていて、後継者ってやっぱり必要になってくると思うんですけど、そういうときに、そういう事業者の方々から意見を聞いて、そういう人たちをミッション形でもいいんですけど、フリーミッション型でもいいんですけど、そういうマッチングをさせるようなことも必要だと思うんです。そういう事業者の方々のご意見を聞く機会、またはそういう組織的なものをつくるお考えはありますか。

議長(今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町長(浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをしたいと思います。

誘致企業さんなんかでの会があるように、法人でない方々、もっと少人数でやられている方々と意見交換するような、そんな場を今後は必要になっていくのかなと思いますので、検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議長(今野善行君)

平渡亮君。

4番(平渡亮君)

検討していただけるということでございますので、3要旨のほうに移らせていただきます。

まず、定住です。

この地域おこし隊でもう模範、モデル市になっているのが兵庫県の豊岡市でございます。もう100人以上の地域協力隊を2014年から採用し、定住率がもう脅威の85%を超えているという自治体でございます。兵庫県の豊岡市です。ここはもうミッションの幸せな採用心得ということで、幸の採ということでつくっておりまして、これ87.5ですね、87.5%ございます。

こういうところを参考にしていただいて、やはり住んでいただく、定住していただくということになったときに、やっぱりこのセカンドキャリアとして、やっぱり今回

の第1号の協力隊は農業でございます。農業の場合、交付金特別交付税のほうでいろんな定住のお手伝いだったり起業のお手伝いはできても、これちょっと農地になります。農地のマッチングというのは非常に難しいものになると思うんですが、これに関しては、やはり認定農業者になるとかならないとかいろんな話もあると思うんです。ここはぜひ寄り添っていただいて、そして、この地域の方々も、放棄地もそうですし、後継者でも農地もう無理だって言っている人たちが、農業委員会なり、農林振興課のほうにお話が来た際に、そこはまちづくり政策課としっかり組んでいただいて、本人のサポート体制を協力してもらって、やはり地域協力隊で来ていただいた彼の夢をかなえてあげたい。そういうかなえることによって、それは定住になりますし、そのほかの関連、町長先ほどおっしゃいましたような形で、いろんな仲間たちであったり、それをモデルケースに自分もという形で、ネギじゃなくてもそばであったり、あるいは自分はワイン作りたいとか、いろんなことが進んでくるように思うんです。

私、3日目でいろいろ同僚議員から質問ありますけれど、やっぱり人材不足、後継者不足っていうキーワードを町長のほうから何度も聞かせていただいているんですけど、これの一つの何だろう、解決策の一つになるのではないかと思っているんですけど町長お考えお願ひいたします。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

やっぱり人材不足を埋める、または事業継承される方がいらっしゃらない中で、せっかく魅力ある事業、企業、商品作られている方が後継者がいないという問題もいろいろ今後の問題になってくるんであろうと思います。そういう問題の解決策の一つとして、この応援隊をうまい形で入っていただくようなマッチングさせて、その中から新しい商品なんかを作ってもらえるような、そんな環境ができたらなというふうなところを浮かべながら、今後の展開を検討してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

平渡 亮君。

4 番 (平渡 亮君)

前向きなご答弁いただきました。

やっぱりPRも含めて、亘理町がやはりイメージソングをつくった地域おこし隊の女性の方がいらっしゃったり、今回上下水道フェアとかでも様々なこういうインスタグラムとかでフォロワー数が多い方を呼んで、いろんな意味で前向きに、そして町民のためにという活動、広報活動をやられていると思うんです。そうなったときに、一番町民のためになるんすけれど、やはり一緒に働いている職員の方が新たなこういう風を吹かせていただくことで、ちょっと前向きになれたり、町民の顔が見えたときに、やはり働き方のモチベーションが変わってくると思うんです。そういう刺激剤、カンフル剤としても、こういう形の人材の確保というのは今後も努めていただけたらと思います。

それでは、3件目のほうに移らさせていただきます。

国際認証取得を目指した観光ビジョンと推進体制についてです。

本町は、七ツ森やダム、神楽や神社、台ヶ森焼といった豊かな自然・伝統文化資材を生かした観光振興を進めております。これから観光の質をさらに高め、町の知名度を国内外に広げていくためには、国際的な評価基準に沿った取組と認証取得が不可欠であると考えます。

国も世界持続可能観光協議会（G S T C）の基準に準拠した日本版持続可能な観光ガイドライン（J S T S-D）を策定し、持続可能な観光地域づくりを推進しています。

本町としても、この国の方針と歩調を合わせ、自己評価や改善を行い、課題を整理・改善しながら最終的には、Green Destinations Top 100 Storiesの受賞を目指すべきではないでしょうか。

こうしたプロセスは、観光戦略・環境政策・文化振興を横断的に進め、町の将来像を明確にする効果があると考えます。以下、町長の所見を伺います。

1要旨目、日本版持続可能な観光ガイドライン（J S T S-D）を活用し、国際認証を目指す取組をするお考えは。

2要旨目、国際認証取得の推進力として、DMO（観光地域づくり法人）を新設または既存組織を拡充し、官民連携の体制を強化する考えは。

以上です。

議 長 (今野善行君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

続きまして、国際認証取得を目指した観光ビジョンと推進体制についてにお答えをいたします。

日本版持続可能な観光ガイドラインとは、地域が持続可能な観光地経営を行うための観光指標であり、日本の実情に合わせ指標を盛り込み、地域が現状を把握し、将来世代のために豊かな観光資源を守り次世代につなぐことを目的としていると認識をしております。

それでは、1要旨目の、日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）を活用し、国際認証を目指す取組をする考えはあるかについてお答えをいたします。

国際認証を取得するためには、1年目で持続可能なマネジメント、社会経済、文化的、環境それぞれのサステナビリティの4つの分野からなる15項目、2年目で30項目に対してサステナビリティ・チェックを行い、条件を満たすことで1次審査を通過。その後、2次審査でグッド・プラクティス・ストーリーという持続可能な取組に関する優良事例を提出をし、高い評価を受けた地域が最終的にトップ100に選出されるものであります。

本町の強みである豊かな自然環境を生かした体験型の観光については、自然資源の項目において着目されるものと思われますが、選出にはそれ以外にも来訪者データの把握や環境負荷管理、地域経済・住民満足度など運営体制の明確化が前提になると思われます。まずは現状の七ツ森湖畔公園の整備及び宮城県の伝統工芸品に認定されました台ヶ森焼の拠点となります百窯の里七ツ森陶芸体験館の修繕などを進め、誘客や町内での滞留・滞在と回遊につなげられるよう維持管理をしながら、様々な手法を視野に入れ調査していきたいと考えております。

続きまして、2要旨目の国際認証取得の推進力として、DMO（観光地域づくり法人）、オーガニゼーションですか。オーガニゼーションを新設または既存組織を拡充し、官民連携の体制を強化する考えはあるかについてお答えをいたします。

宮城県内における官民連携では、一般社団法人宮城インバウンドや株式会社インアウトバウンド仙台・松島等がインバウンド誘客や地域資源のPRにより観光資源の魅力向上、受入体制の整備などが図られており、第6期みやぎ観光戦略プランでもDMOの新規立ち上げ支援等が戦略項目とされております。

本町の現状といたしましては、現在、仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会と連携をし、物販等を通したPR活動を進め、宮城県が令和7年3月に策定をした第6期みやぎ観光戦略プランで仙台圏域に位置づけられております東北・宮城のゲートウェイ機能を生かした周遊性に優れた観光づくりとして、周遊観光の推進や情報発信の強化に努めているところです。

体制の強化ですが、今後も仙台・宮城観光キャンペーンのほか仙山交流のネットワークなども生かしながら情報発信の多様性、発信頻度の向上を図るとともに、観光資源のさらなる掘り起こしを商工会また地域振興公社、観光物産協会と連携を図り進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長 (今野善行君)

平渡亮君。

4 番 (平渡亮君)

それでは、再質問をさせていただきます。

1要旨についてですが、そもそもとして、この大きい話を持ってきました。これは長期的視点で考えております。ただ、そのときに本町の取組またはそのビジョンとして、例えば第五次総計のほうでこれを策定するときに、この意見を聞く町民も含めた上での団体のところに観光分野の人がまずおりません。さらに、アンケートのほうでは町民職員の重要度、満足度は極めて低いです。ということは、この第五次総計は、のつとてこれから新たなものをバージョンアップさせるものと前提ですが、ちょっと町長としてはこの第五次総計全てやるわけじゃない、ここから町長がピックアップするわけでございますので、基本計画にある戦略的観光地域づくりについて、前向きにやるおつもりがあるかどうか教えてください。

議長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町長 (浅野俊彦君)

ただいまの平渡議員のご質問にお答えをしたいというふうに思いますけれども、これまでやはり大和町のまちづくりを考えていく上で、職住近接ということがこれまで

のキーワードでありました。よく若い方々に、持続可能な町であり続けるためにやっぱり若い方にも残っていただかなきゃないという中で、町の循環をより強固なものにしていくべきであろうというものに加え、やっぱり食べ物もこの町できちんと確保していくことも重要であり、さらに加えて、やっぱり若い方が外に出られないことを考えると、定住していただくことを考えると、もう少し遊びというものにも力を入れていくべき時代であろうなというふうな思いもあって、個人的にはメールの署名欄とかにも職住のみならず、遊ぶと食べるも力入れていきたいなみたいなことを今入れさせていただいておりまして、何らか長期的なところでこの取組も方向性としてはあるのかなと思いながら、まずは目先どういうふうな形でプランディングができるのかというのを今いろいろ考えながら、少しちょっと大きなちょっと絵をかいてみたいなと思って今、宮城大の教授の方にもいろいろご協力をお願いをしておりますので、いずれそういうったところも進められればというふうに考えております。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

平渡 亮君。

4 番 (平渡 亮君)

これ例えば前向きに考えていたときに観光について、自治体、市町村で観光計画というのもつくっておりますが、宮城県で今のところ14市町村がつくっており、宮城県のほうにアンケートのほうで答えるもおりますが、本町で観光計画をつくるお考えはありますか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

必要性含め、確かにあったら有効なのかなというふうに思いましたが、これまで具体にちょっと検討したことがなかったものですから、必要性を含めもう少し考えてみたいというふうに思います。

以上であります。

議長（今野善行君）

平渡亮君。

4番（平渡亮君）

やっぱり計画がない中で、今、例えばいろんな四十八滝も含め、全ての観光となるような施設を修繕なりしていくときに、やはり計画がないのにその場しのぎでどんどんつくっていってしまうような気がしてなりません。明確なこの、例えば今回日本版持続可能観光ガイドラインというのもできましたけれど、本町のこの五次総計をつくるときに全てのものにSDGsが絡んでいます。SDGs、持続可能なということでお2030年までの目標でございますが、それに基づいて計画をなされているということであれば、観光も含めてこのSDGsに準拠していないのがやっぱりちょっと誤差というか、ずれが出てきてしまうと思うんです。ですので、いろいろ考えて実はいろんな認証はあるんですけど、あえてこれを持ってこさせていただいたんです。

そして、自然資源が多く、町の町民の方々のご意見を聞いても、職員の方のアンケートもやはり自然豊かである、自然資源というのが本町の最大の財産でございますので、自分としては新たな施設を、この財政健全化を目指したときに何億で建てるのではなく、自然資源を生かし、地域の方々を町長のリーダーシップで巻き込んでいただいて、そういう取組、食であったりそういうものも含めた上で、外部から人を呼んでこなきやいけないと思うんですけど、町長のその循環型をするときに観光客、例えばインバウンドもそうなんですかけど、そういうものを積極的にやるお考えがなく、ただ循環させるつもりなのか、そこだけちょっと教えてください。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますけれども、循環型と言っているのが、まず資源をまず循環させたいなど。それが災害対応にも強いまちになるであろうというふうに思う中でもあります。

そういう中で、インバウンドまたは国内旅行者に限らず、やっぱりリピーターとして何回も来ていただけるようなものにならなければ、なかなか長くはもたないので

あろうというふうな思いがあつて、決してインバウンドの旅行客だけを連れてこようとかつていう発想ではなく、やっぱりこの仙台市含めた宮城県の人口が多くいるエリアに近いこの地の利を生かしながら、その方々が何度でも何回でも訪れてくれるようなもの、加えてやっぱり中途半端なものではなかなかやっぱり見抜かれてリピーターは出ないんであろうというふうに思います。

そういう意味で、本当の意味での手つかずの自然にも味わってもらえるような場所というのがこの地区の一つの魅力であろうなというふうな思いもあるので、それをなおかつやっぱり財政健全化を言わしていく中で、行政で箱物を造る時代ではないであろうというところもあって、PFIの手法等々も考えながら宮城大の教授もいろんなPFIの協会の理事長もやられているところもあって、実は来週にもその学会とかもあるんですけど、いろいろそういう中でいろんな話をしながら、民間の資本を誘導していきながら本物の自然を楽しんでもらえるような形にしていければなというふうな思いでおります。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

平渡 亮君。

4 番 (平渡 亮君)

PFIも含めて、PPPもそうですけれど、やはり民間の資本を注入、取り入れて、そして民間とやっぱり大和町のほうがコラボなり一緒にやるっていうようなことをしたときに、やはり計画がなければ、テーマがなければ、やっぱりそこは賛同してもらえないと思うんです。いろんなファンドもあって、今クラウドファンディングもそうですけれど、ちゃんとした夢とか希望とかビジョンがないところにお金はやっぱり来ないと思うんですよ。そこを描く上でも観光計画をつくることは大切ですし、逆に宮城県はこれからヨーロッパのほうのインバウンドを目指します。ヨーロッパの方々は非常に環境問題に厳しい方々、そして自然を愛する方々、そして体験型のものを求める方々が観光地を求めてくるというか魅力を感じるようです。ということもあり、本町が宮城県の第6期の、これ観光戦略プランなんですけれど、こういうものを勉強させていただいたときに、ちょっとうち、ここ入れば、大和町が入れば、いろんな意味で県と連携が取れるんじゃないかなと勝手に思ってしまいまして、ぜひ観光計画も含めた上でしっかりと考えていただければと思います。

そのために、2要旨のほうに移らせていただきます。

やはり全てこれを職員でやるというふうになりますと、これはもう無理が出来ます。

ただでさえ今、業務過多で大変な状況であることは重々承知しております。そうなつたときに、やはり町長のリーダーシップっていうのは、ただ引っ張るのではなくて町民を含めて巻き込んでいくのが今のリーダーシップだと思ったときに、いろんな例えば、公社であり、大和町の物産協会、商工会、あとは宮床の観光協会であったり、吉田の観光協会であったり、あとは独自でいろんな夢を持っている方々をどんどん巻き込んでいって、それでさらに先ほどから言っている地域おこし隊もちょっとうまく循環させていき、そういうような組織をつくるお考えがあるかどうか教えてください。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

明確なDMOまたDMCっていう位置づけではないのかも分かりませんが、昨年からこういったところ、組織を横断的に広く考えて機動的にいろんな方を取り込めるようにというところで、ぜひ公社にそういった機能を私は持っていただきたいなという思いもあり、そういった意味でも職員を1人今も派遣しておる中でもありますが、なかなかまだ進んでおらないところでもありますが、そういった意味では新たに起こすのか、今ある企業にそういう機能を持たすのか。公社の設立の理念の一つでもありますので、地域振興というところもですね、そこにそういった人材を集められたらなというふうな思いはありますが、全体を見ながら再編すべきなのかどうなのか検討していきたいというふうに思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

平渡 亮君。

4 番 (平渡 亮君)

私もその公社にそういう機能を持てたら本当にすばらしいなと思っておりました。

大和町の観光物産協会でございますが、ちょっと意地悪な表現をしてしまいますけ

れど、ホームページ見させていただくと食べるとかっていう欄があつて、実は吉岡1件、宮床1件、吉田1件、鶴巣、落合なしみたいな形で出てしまうんです。やはり外から観光客を見たときに、ちょっと観光協会やっぱりヒットしますので、それを見るときにそのガイドにもなっていない状態、もしかしたらペーパーではしっかりと出られるのかもしれないんですけど、そういうところも含めてやはりちょっと人が足りていないのが事実でございます。

そうなったときに、実は大和町で何かをしたいと考えている今、子育て中の女性、例えば小学生、少しちょっとお母さんたちが手が空いたときに、会計任用職員でもそこでちょっとまた時間の縛りがあるので、フレックス型でも含めてそういうものに携わりながら少しでも家計の足しになれるような働き方もあると思うんですけれど、そういう柔軟な女性主婦層をターゲットにしたお考えはあるかどうか教えてください。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

やっぱり来ていただきたい層の方が、やっぱり若いお子様連れの子供さん連れの方に来ていただきたいなというふうな思いがある中、そういった方が実際の企画から入っていただくことは非常に有効であろうというふうに思っております。そういった環境を早くつくれるように、その物産協会の会長さんもこの中にもいらっしゃるわけでありますが、組織の再編含めもう少し加速をさせたいというふうに思います。

以上であります。

議長（今野善行君）

平渡亮君。

4番（平渡亮君）

ぜひ町民の意見を聞きながら、そういうものをやっていただければと。インスタグラムとかいろんなフェイスブックもちょっと見させていただくと、大和町であるクリニックの方であったり、個人的な方であるんですけど、いろいろイベントを自分でやったりとか、そういう何かその芽がいっぱい町にあるんです。そうしたときに、今

まで本町の取組としてそういう方々に対してのサポートなり応援なり協力が正直できていなかつたのではないかと思います。これからやはりそういうところにしっかりと目を向けて、そしてそういうダイレクトに、また職員というふうな形になると、これまた大変なことになりますので、中間の物産協会なり公社でそういう機能がもし持てたならば、そういう方々にここに地域おこし隊の採用とかいろいろ考えて、そういうことを芽を育てるような取組についてどういうふうにお考えでしょうか。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

昨年もいろんな大和町のいろんな風景を、写真を撮るようなイベントも開催させていただきました。その発案いただいたのも、その当時、物産協会に入ってくれた若い職員の方がいろいろ企画して実施していただいて、成功であったなというふうな思いでしたが、やっぱりそういう方々が役場なり物産協会にそのまま入っていただければよかったです、なかなかその待遇面のところの差もある中で、残念ながら近隣の市町村の職員を受けられ、離れられてしまったっていうような話もある中、物産協会の職員なりもきちんと身の安定を図っていただけるよう、そういう体制にもなるようにも公社と物産協会と、それぞれの観光協会等々を含めてどういう在り方がいいのかという部分、そこに若い方が魅力を持って安心して働く職場を準備する必要があるんであろうなというふうに思っておりますので、なお、早く進められるようにしてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議長（今野善行君）

平渡亮君。

4番（平渡亮君）

そのように進めていただけすると多くの方々がしっかりと希望を持って働くと思いますので、進めていただければと思います。

今回、まほろば夏まつり開催、本当に大変な思いをしながら職員の方々やっていた

だいたいと思いますが、そのときにやっぱり思ったこととして、職員の方々本当に懸命に働かれています。ちょっと、こうしたらしいんじやないかと思ったことがあったので、これに絡めて観光も含めた上でお話しさせていただくと、例えば防災協定を結んでいる企業さんであったり、地元の企業さんをやっぱり巻き込んでいくこと、または商工会の青年部の方々を巻き込みながら町の事業を進めていくということに、これからやはり町民を育てる、町民の先ほど芽を育てると言いましたけれど、まず種まきをして、これは教育で種まきをします。先ほど、ちょっとこれは一般質問に近くなってしまうので、案としてちょっと受け取ってもらいたいんだけれど、台ヶ森焼ですが、同僚議員が成人式のときにプレゼントしたらしいなっていうような話もありました。すばらしいことだと思いますが、私としては、これは中学校の美術の授業で入れてしまう。これは自分も中学校のときに美術の先生陶芸家だったので、陶芸体験をしました。自分で台ヶ森焼を焼くということによって、自分で作るということに意義があって、お金払って体験とかというよりは授業でやって、その歴史なりを館長様から教育してもらう、派遣でもできるでしょうし、いろんな意味でできるものだと思いますので、そういうものを入れて種をまいていく。種をまくのと、あとはそういう町のために何かしたいって思っている人たちをどんどん協力仲間として入れていく、防災協定結んでいる企業さんと年には何回か集まってちょっとお話しするぐらいじゃないですか、一つのイベントをつくり上げるっていうことは、もし有事のときにみんなで協力してできる体制の一つのちょっときっかけというか、イベントになると思うんです。だからそういう企業さんたちにご協力いただくとともに、ただではなくて、例えばそこもちょっと話も、ちょっと広くなっちゃうんですけど、入札のときの総合評価にそういう地域貢献を入れていただいて、そういうものも巻き込みながら職員の方々、今やっているものをどんどん町民の方、または民間企業の方にお手伝いしていただくということをどんどん流していくことが、私としてはこれから持続可能な、最後持続可能なんですけれど、持続可能なまちづくりになると考えておりますが、町長の見解を伺いたいと思います。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの平渡議員の再質問にお答えをしたいと思います、夏まつりの件も例にあ

りましたが、いろいろ企業ブース等々を行っていただいておりましたけれど、なかなか変わらず毎年同じような会社さんになってしまっている部分もあります。そういった中で災害協定であったり、その他のいろんな協定も踏まえ、やっぱり共同で一緒に一つのことをつくり上げるというのはやっぱり大きな成果があるものだと思いますので、そういう視点も考えながらもっと学校も、企業さんも、いろんな餅は餅屋の力を借りをするような、そんな取組をこれから検討してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議長（今野善行君）

平渡亮君。

4番（平渡亮君）

以上、持続可能なテーマにさせていただきて、まずは友だちのLINE広報のほうで町民の満足度を上げて、そういうものをやるときにまず町民がしっかりと生活を送れるということが大事ですので広報のこと、あとは働いているものであったりいろいろな情報を提供するということ、そして新しい若い力を入れていくということ、そして持続可能なまちづくりのために持続可能の認証ですけれど、本当は目指してもらいたいです。いろんなストーリーができると思うんです。島田飴もそうですし、七薬師掛けもそうですし、いろんな実はストーリーは大和町ができるので、そういうものをやはり資源として、このまちが持続可能に発展していくことを本当に祈っています。この流れを踏まえて、町長最後一言いただきたいと思います。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、本当に行政だけではやれる時代ではないと思います。やっぱり餅は餅屋の力を借りをし、その中ではやっぱり学生なり、学会等の制約のない絵も必要であろうというふうに思っておる中、実はこの年度内にはほぼ無償に近い中で七ツ森観光、あそこを含めた将来的な絵を風見教授にちょっと描いていただいているところもあって、それをベースとして具体的な

この計画なりに落とし込めていけたらなというふうな思いもあります。

来週のPFIのシンポジウムにもちょっとお呼びをいただきしております、そこでもいろんな日本全国の学者さんからのいろんな意見をいただきたいという場もありますので、そういう意見も大事にしながら、この町が持続可能な町でありますよう努めてまいりたいというふうに思いますし、総合計画の今見直しに関しても、SDGsのゴールを意識をしながらぜひいいものに仕上げていきたいというふうに思いますので、どうぞまたご助言よろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございます。

議長（今野善行君）

以上で、平渡亮君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後2時10分といたします。

午後2時01分 休憩

午後2時10分 再開

議長（今野善行君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。11番渡辺良雄君。

11番（渡辺良雄君）

それでは、今定例会最後の一般質問となります、通告に従いまして2件質問をさせていただきます。現実からちょっと飛んだような質問でありますけれども、真摯にお答えをいただければと思います。

それでは1件目、避難施設整備を考える。

政府は、台湾有事への危機感が高まる中での今年8月、2025年冬以降から2028年春頃までに、沖縄県の先島諸島の5市町村に国の財政支援で住民が地下などに安全に避難できるシェルターを建設する整備計画をまとめました。

現在発表されているシェルターの世界の普及率は、イスラエルで国民の100%以上、韓国は300%、ノルウェーは98%、アメリカ82%、ロシア78%、数値はここまでです。ほかはちょっと分かりません、と発表されております。しかし、この数値は10年以上前の普及率であり、現在はもっと普及しているとも言われているようで

す。

このような中、日本の普及率は0.02%とされ、普及は進んでおりません。世界の冷厳な国際緊張が高まっている中、この普及率ではあまりにも無防備であり、建設すべき喫緊の課題と一部では言われ始めているようです。

そこで、下記の2点について伺います。

1点目、国民保護計画策定上、世界と比較した日本の普及率を自治体としてどのように考えるか。

2要旨目、国の問題とせず、そろそろ町の問題として、町民との意見交換等を始める時期に来てはきてはいないか。さらには、その結果を問題提起して県や国と話し合う時期に来てはいないでしょうか。

以上、2点問います。

議長 (今野善行君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町長 (浅野俊彦君)

それでは、渡辺良雄議員の避難施設整備に関するご質問にお答えをいたします。

ご質問の地下避難施設の整備は、自然災害や戦争、テロなど多様な危機への備えとして今後ますます重要となってきており、特に都市部では人口密度の高さなどの理由から迅速な避難が困難であり、地下空間の有効活用が求められ、今後は、既存の地下インフラとして地下鉄の駅や地下街を活用した多機能型避難施設の整備などを中心に、国が主導して進められていくものと思われます。

また、整備に当たっては、バリアフリー対応や通信インフラの整備、長期滞在に備えた水・食料の備蓄も必要となってまいります。さらに、平時は公共空間として活用できる柔軟な設計とすることも要求され、行政と民間との連携による効率的かつ実用的な整備が今後の課題と考えております。

初めに、1要旨目の、自治体としての考え方についてであります。法制度や政策の未整備、法的義務がないこと、補助金制度や税制優遇、整備基準や建設・設計に明確な指針等がないため導入が進まないことのほか、コストの高さ、社会的・文化的意識、地下施設・地下室が構造的に少ない背景もあり、天災リスクと建築文化の違いなどが大きな要因の一つとなっていることもあるものと考えております。

次に、2要旨目の、国の問題とせず、町の問題として考える時期に来てはいないかに

ついてであります、令和6年3月、日本政府は、武力攻撃を想定した避難施設整備に関する基本的考え方を公表し、今後の整備方針の方向性を示すなど整備に向けた動きが始まっております。

今後の避難施設整備に関する進捗状況といたしましては、石垣市、宮古島市、与那国町など具体的に来ているものの、技術、コスト、制度的制約など、整備には多くの予算と時間が必要とされております。

さらに、日本特有の状況といたしまして、地震の多発や湿潤環境による地下構造物の建設等の難しさも挙げられます。

宮城県におきましては、弾道ミサイルなど武力攻撃時に住民が避難する、緊急一時避難施設として、これまで27か所であった地下施設に加え、新たに20か所を指定し、合計47か所とするなど、住民が自らの避難行動を考える機会になるような取組が行われております。

このように、シェルターの整備につきましては、町単独での整備には多くの課題がありますので、今後、国や近隣の状況を見極めながら進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

渡辺良雄君。

11番 (渡辺良雄君)

それでは、今、丁寧なご答弁いただきましたので、そこから再質問をしていきたいと思います。

町長も12人の答弁、ほぼ1人でこなされてお疲れと思いますので、私のほうは素朴に单刀直入に聞いてまいりたいと思います。

今、法制度の整備や政策の未整備、法的義務がないこと、補助金制度や税制優遇、整備基準や建設設計に明確な指針等がないため、あるいはコストの高さ、社会的・文化的意識、地下施設・地下室が構造的に少ない背景云々、この普及が進まない理由についてご答弁いただいたと思うんですが、私、1問目で問い合わせをいたしましたのは、自治体として、この世界と比較したこの日本の0.02%の普及率が、自治体として、首長としてということになるんですが、これでいいのかという問い合わせもちょっとしたいなと思うんですが、その点について町長どのようにお考えになるでしょうか。

議長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町長 (浅野俊彦君)

世界各国の国と比較した場合のこの0.02%というこの数字であります、低いとか言わざるを得ないのかなというふうなところが率直な思いであります。

以上であります。

議長 (今野善行君)

渡辺良雄君。

11番 (渡辺良雄君)

0.02%というと、大和町1万2,000世帯ほどでしたでしょうかね。1万世帯に2件、ということは5,000世帯に1つぐらい、大和町で1件シェルターがあるかないか、そういうようなところになるんでしょうかね、普及としては。低いという町長の所見をいただいたんですけども、これでいいのかですね。そのまま国が準備するというご答弁も、国が主導して進められていくというご答弁もいただきましたけれども、この0.02%、これでいいのか。

それから、これを黙っていては他人事あるいは放置しててよいのかということなんですけれども、この点について町長どのようにお考えでしょうか。

議長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町長 (浅野俊彦君)

渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、まず万が一の際の標的にならないとはもちろん限らないんであろうなと思う中、理想的にはやっぱりそれなりの施設を段階的にやっぱり準備なりをしていくのも必要には思いますものの、建設費用のコストでありますとか、いろんな温度、湿度の環境でありますとか、課題は多いんだろうなというふうに思うものの、何か、施設的には理想から言えば整備を進められたらというふうには思うところでありますが、なかなか単費では難しいん

であろうなというふうな思いが今、正直な思いであります。

議 長 (今野善行君)

渡辺良雄君。

11 番 (渡辺良雄君)

今までこういう問題というのはほとんど取上げられないというか、国の政策を待つ以外になくて、地方から声を上げていく、こういった日本の姿には残念ながらないといひんじやないかなというふうに思うんです。

昨年、2024年の11月3日ですから、昨年の11月ですね、本物のJ—A L E R Tが鳴りました。避難、避難要領、これも国あるいは県から、あるいは町から示されています。その示され方というのは、窓のない部屋とかそういったようなところで、屋外だったら地面に身を伏せるとか、そういう避難の要領しかないわけです。できることしかないので、日本の現状としてはそれしかできないという状況なんです。ところが外国のシェルターの保有率から言うと、外国ではちょっと詰めれば国民のほとんどが地下に入る、あるいは韓国なんか300%あって、年に毎年あるいは、五、六年に1回は全国で空襲訓練というんですか、20分間国民全員が地下空間等に入る、そういういたような国もあるわけです。韓国は1950年に北朝鮮が韓国に攻め込んで、それから戦争になって、1953年に国連軍との戦いにおいて戦争が休戦に入って、今も休戦状態という、こういったような緊張状態にもあるということで、日本とはちょっと違う背景もありますけれども、それで昨年の10月にはまた別の戦争でイランとイスラエルが戦争をしたと。短期ですけれどね。イランは180発のミサイルをイスラエルに打ち込んでというふうにあります。日本にもし180発のミサイルを撃ち込まれたらどうするのかなというような気もしますけれども、そんなようなところもあるわけですけれども、こういった中で国民保護計画ですね。これは国、それから県が国民保護計画を作成しております、その流れで大和町も平成19年の3月20日に大和町国民保護計画を策定をして、それから策定をした後、100冊作ってそれを関係機関に配付をしてということですが、それを私たち議員は全然見ることができないんですね、どこにも出ていないという。それは町長就任前の前町長にお尋ねをした際には、それは公開はしていないというところで、それはおかしいんじゃないかということで、そのとき議論をさせていただいたんですが、それ以降いまだに見れることができない。町の国民保護計画、町長ご覧になったことがありますか。

議長(今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町長(浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

正直に申し上げまして、拝見、見ておりません。

議長(今野善行君)

渡辺良雄君。

11番(渡辺良雄君)

県の国民保護計画によると、市町村の役割として、市町村の国民保護計画の作成、あるいは国民保護協議会の設置運営、あるいは対策本部及び市町村緊急対象事態対策本部の設置運営、あるいは組織の整備と訓練、こういったことが義務としてあるんですけれども、これはまだ徹底されてないですよね。絵に描いた餅になってしまっているというところで、やはり生活から遠い位置にあるこういうこのシェルターとか、避難とかこういった位置に、戦争そのものにタブー視する私たち国民性も少しあるのかなと思うんですけども、これらが薄いように感じます。

当然、町長もご覧になられていないということは、改定もされていないと思うんですね。そして令和6年、先ほどご答弁いただきましたけれども、令和6年3月、昨年の3月に国が武力攻撃を想定した避難施設整備に関する基本的考え方を公表したというふうにありますけれども、これを受けて国が示した考え方に対して、県や町が修正を加えていく、こういったこともなされていないというふうに思われます。こういったことが、何を言おうとしたか忘れました。ちょっと飛びました。質問を切ります、ここで。

思い出しました。やっぱり丁重にあるんですけれども、少しはこれらの動きを反省を加えて、少しずつ整備をしていく方向の必要性、これについて町長どのようにお感じになるか答弁お願ひいたします。

議長(今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

災害のみならず、町民の皆さんの財産と生命を守るのは、やっぱり我々行政サイドの重要な職務であろうというふうに思います。今回の一般質問を受けまして、なお不十分な点があったなというところを思うところでありますので、現状の計画等も再度計画、確認をしながらどういったことを考え、国や県に一部その財政面でのお願いをしなきやないようなところがあれば、ぜひ町村会の場等でも協議をしていけるようにしてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

渡辺良雄君。

11 番 (渡辺良雄君)

1要旨につきましては、どのように考えるかというお尋ねをしたわけですけれども、2つ目の質問についてお尋ねをいたします。

先ほどお尋ねをした際に、昨年の実際にJ-ALENTが発令されたときに、国や県それから町の避難の要領を示されて、今、日本ができる範囲内の避難の要領だったわけですけれども、イラン、イスラエルで180発もミサイルが飛び交う、あるいは今、超音速ミサイルですか、そういったあるいは極超音速小隊とか、いろんなミサイルが飛び交う世の中になってきて避難しなければならない、そういうことに関して私たち日本としては、あるいは町民としては、避難ということに対して意識が低い状況にあるんじゃないかなと。直接生活には関わらないですから、あるいは四周が海で单一民族の安全な日本ということもあるんでしょうけれども、そういう中において少しづつこういった議論を高めるために、町長が行う町民懇談会ありますけれども、そういった中でこのような、何ていうんですか、テーマですね、J-ALENTが鳴ったときに本当に避難どこにするかというようなテーマを町民に話をして、町民の話を聞いて、それを県や国に話をしていくというのも、少しずつうねりとしてはつくっていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その点について町長どのようにお感じになるでしょうか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

一自治体一町村の声だけではなかなか弱いお話であろうというふうに思います。そういう中、県の市町村会なり、町村会なりの中でもう議論が広がっていかなければ、なかなか上には行かないんであろうなというふうな思いもあります中、まずは、ほかの宮黒の町村長さんとも話をしてみたいなというふうに思いますが、シェルターを造るのがいいのか、それとも迎撃用のシステムを、防空システムを強化していただくほうがいいのか。確かにいろいろ日本人いろんな局面で今、考えなければならないような有事もあるような気配もありますので、まずは単独市町村というよりはちょっと近隣の町村の中で話をしてみたいなというふうに思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

渡辺良雄君。

11 番 (渡辺良雄君)

今ご答弁いただきましたけれども、町長、近隣の町村長と話してもなかなかこれは盛り上がらないだろうなと思うんです。ですので私は逆に、大和町単独で町民とこんな話をして、こんな意見出たんだけれどもって国にすとんと上げたほうが、もう現実に今、与那国島とかあっちのほうは本当に台湾有事がいつあるのか危惧して、島民の要望でシェルターが今造られつつあるわけです。じゃあ、1,800発もイランが打ち込むようなそんなような現代戦において、先島諸島だけがシェルターがあればいいのかという、私はそういうふうに考えるんですね。ですので、今の間から町単独でとかそういうことを全く考へていなくて、国にもっと真剣に考へてくれよという声を上げるべき時期に来ているというふうに思うんですが、近隣の町村と話し合うんじゃなくて、国にぶつけてほしいなというか、そういう思いについては町長どのようにお考えでしょうか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、まず、声を上げさせていただくことを全然拒むわけではないんですが、標的と例えればなり得るような原発を抱えた自治体とかと違って、リスク的にはもう与那国島さんとかももちろんではありますが、リスクとしては比較的その標的になるリスクは低いエリアで、声を上げてもどれだけ聞いていただけるものかなという部分がちょっと引っかかるところでありますけれど。何かの折を見つけて、防衛の方ともいろいろ協議させていただく場なりでもちょっと相談をしてみたいなというふうに思っております。

議 長 (今野善行君)

渡辺良雄君。

11番 (渡辺良雄君)

町長のほうで、そういった声を上げていただけるというようなお話を頂戴をしましたので、1件目についてはここで終わらせていただきます。

続いて、2件目の質問に入ります。

メガソーラー制限条例が必要ではないか。

秋保再エネ問題連絡会は今年7月、仙台市に対し5,385人の反対署名を提出し、仙台市太白区秋保町の600ヘクタールに予定されている国内最大級メガソーラー関連施設を、条例で建設を規制してほしいと建設中止するよう訴えました。

しかしながら、仙台市は現在まで事業者側と連絡が取れず、実態を把握できていないと回答をいたしました。一方では、業者側の地権者への説明で、2027年5月に着工する予定とのことが明らかになっているようです。

メガソーラー設置に関する制限条例制定の動きは全国的にも動きが出ておりまます。釧路市では湿原を覆い尽くした太陽光発電施設を望まないことを宣言し、許可制とする条例制定の検討が始まっています。釧路市長が建設中止を要望し、道知事が、昨日ですかね、政治的発言をされ、環境省が見直しをかけるというような発言もございました。

条例制定の背景として環境への影響、これは森林伐採、土壤流出、生態系への影響懸念、景観への影響、防災上の問題、土砂災害や洪水の危険性が高まる可能性、太陽

光パネル破損による二次被害懸念、地域住民とのトラブルが挙げられております。

宮城県にも条例が制定されておりますけれども、70%の森林面積を有する自然豊かな大和町として、ここに住まう町民の意思を聞き、これからメガソーラー開発に対する町独自の制限条例制定を模索してはどうかお尋ねをいたします。

議 長 (今野善行君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは次に、メガソーラー制限条例が必要ではないかのご質問にお答えをさせていただきます。

経済産業省資源エネルギー庁によりますと、我が国の電力の消費動向につきましては、1973年度の第一次石油危機以来、着実に増加しておりましたが、東日本大震災での福島第一原子力発電所の事故を発端に、電力供給が逼迫する中で電力使用制限令の発令や節電目標の設定、節電意識の高まり等もあり減少傾向が続き、2022年度の電力消費は、2010年度1兆354億キロワットアワーと比べ、12.8%減の9,028億キロワットアワーとなり、さらに2023年度の電力消費量は東日本大震災後、最も低い水準になる見通しとなっております。

電力消費量の減少については、国で掲げる2050年カーボンニュートラル実現に向けた歩みの推進力となっており、2023年度の国内の温室効果ガス排出量が二酸化炭素換算で2022年度に続き、1990年度以降、過去最少であった結果に現れております。温室効果ガス排出量の主な減少要因は、エネルギー消費量の減少とともに、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合が増えていることが大きく寄与していると考えられるところであります。

再生可能エネルギーについては、2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画において、DXやGXなどの進展に伴う電力需要増加が見込まれる中、国内の電力構成で最大の電源とする目標を掲げ、その導入拡大を目指すとされております。エネルギー基本計画では、2040年度の発電電力量が2023年度に比べ2割程度増える1.1から1.2兆億キロワットアワーと想定されており、ご質問にありましたメガソーラーを含む太陽光発電については、発電電力量の23%から29%程度となる方針が示されているところであります。

再生可能エネルギー導入拡大促進の方、電気事業者による再生可能エネルギー電

気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度、F I Tになりますが、これが始められましてから2012年度以降、再生可能エネルギー発電施設の急速な拡大に伴い、メガソーラー発電施設に起因する土砂災害リスクの増加、自然景観の破壊等地域とのトラブルになる施設が課題となってきております。

こうしたトラブルは全国各地で見受けられ、ご質問にありました仙台市太白区秋保町の太陽光発電施設関連の問題については、さきに行われました仙台市長選挙においても関心の高さに関する報道がなされたところであります。

このような背景の中、令和6年に再生可能エネルギー電気の使用の促進に関する特別措置法が改定、宮城県においては令和4年に太陽光発電施設の設置等に関する条例の施行、令和6年には再生可能エネルギー地域共生促進税の施行等、国及び宮城県において、再生可能エネルギーが地域と共生することを目的とし、景観悪化や土砂災害などのトラブルを未然に防ぐことを必要事項と捉え、再生可能エネルギー施設を適地に誘導するための施策を展開しているところであります。

これらの政策効果については、令和6年には再生可能エネルギー地域共生促進税の施行後、課税した案件が現在のところないことから、大規模な森林開発が抑制され、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図るという部分で、周辺の住民が望まない場所におけるメガソーラー発電施設の設置への抑制につながっているものと考えられます。

メガソーラー制限条例を考えますと、再生可能エネルギーの導入は国のエネルギー政策に関わる重要課題でもあり、法的側面において許認可については、認可に関する関連法との整合性、設置禁止区域の設定については、土地所有者の財産権の保障等を精査する必要があると考えられます。

本町といたしましては、これらの想定される調整と再生可能エネルギーに関する諸法律、宮城県の条例等を効果的に補完する部分等を研究し、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を推進し、グローバルな課題として国、県と歩調を合わせながら2050年カーボンニュートラル実現に向けて取り組んでいきたいと考えておるところであります。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

渡辺良雄君。

11番 (渡辺良雄君)

丁寧な答弁をいただきました。

そのご答弁の中で、ちょっと違うなというふうに私感じましたのは、国や宮城県が住民が望まない場所におけるメガソーラー発電施設の設置の抑制にというような一文が、ご回答があつたんですけれども、県はさておいて全国で見れば、先ほどお話しした釧路の問題、それから宮城県の秋保の問題、それから岡山県の美作市、ここもメガソーラー今国内最大メガソーラーで揺れております。それから千葉県の鴨川市、ここではもう既に37万本の森林が伐採されて、伐採された後に住民が大騒ぎしているという状況なんです。伐採するまで分かんない、住民が分からぬといふこともあります。そういういたったようなことになっていて、だから国がいろいろ抑制とあるんですけれども、私、体感的にはそのように思えない部分があります。

そういういたった中で、大和町をグーグルマップで地図を、写真のですね、航空写真を見ますと、大和町もかなりメガソーラーあるかと思うんですけども、今町長が把握している範囲内で、大和町がこれから新たにメガソーラー建設の状況あるのかないのか、もしお分かりであればご回答いただきたいなと思います。

議長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、まず伐採が終わつてからしか住民の方が知らなかつたというケースが確かに以前はあつたのかも分かりませんが、今は、伐採含めたその開発行為を行う場合に、事前に住民の合意を取ることが一つの認可の要件になつてゐるところでありますので、法的にはその辺も整備もされてきているというところと、あと今後のメガソーラーの建設というところでは、今現在、私のほうで把握している事実がありませんのと、あと加えて、大分もう電力さんの送電の系統がもういっぽいの状況で、なかなか変電所まで特高で直接鉄塔を引くようなケースでなければなかなかできない状況に至つておりますのと、あとこの夏、暑い夏が続いておりますが、昨日もちょっと電力の方ともお会いする機会もあったわけですが、電力の使用制限が全く出てない中、電力の総需要自体がこれまで以上に上がってきていません。加えて、一部自家発電用の太陽光発電設備を建物工場等に上げてらっしゃるところもあって、電力系統から買う電力量が大分減ってきておると

いう現状もあるようあります。ご質問以上にちょっと余計にお答えしたかもしれませんが、今認識している情報が入っているところはございません。

議 長 (今野善行君)

渡辺良雄君。

11 番 (渡辺良雄君)

町長のご答弁いただいたんですけども、千葉県の鴨川市は報道によると、伐採37万本の伐採が住民形成が行われないまま伐採されたという報道だったんです。ですので、その辺もそういう規制がかかっていてもなかなか単純には行かないのかなというふうにも思います。

それで、一つ懸念を私感じているのは七ツ森湖泉ヶ岳線、ちょっと令和10年完成予定が令和25年に延びそうな雰囲気ですけれども、あそこの道路ができた段階で、そうすると重機とかそういうものも入れるようになるという。もうやがてはあそこにメガソーラーをというようなことも考えられるなという、私は危惧を抱いたんですけども、そういう危惧の中で、ご答弁の全体の中では条例制定については町長前向きではないなというご答弁いただいたんですけども、しかし全国の自治体の条例制定、制限条例、制限条例もあれば禁止条例もあればいろんな条例あるようです。宮城県にも条例ありますけれども、宮城県はメガソーラーの設置に関する条例であって制限するような条例では一切ほとんどないですよね。大きさこれくらいのときにはこうだよというような、あるいは森林を幾ら残しなさいねというような条例かと思います。

それで、2021年時点では全国の自治体の130自治体が何らかの制限あるいは禁止条例をつくって制定をしている。それから、昨年の3月26日に産経新聞の報道を見ますと、その時点では全国で272の自治体がメガソーラーの開発あるいはといったものに関する制限もしくは禁止の条例を作成をしているという状況なんですけれども、そういう全国の流れの中、あるいは昨今のメガソーラーに対する、釧路ですとかいろんな地域の状況を受けて、それでも町長制限条例なり大和町として条例、これは考えないという方向で行かれますかね。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

条例をここでつくっても実際のところその法的拘束力がなかなか持てず、じゃあ許認可を止めるまでにはいかないのも現状であろうというふうに思います。

加えて、宮城県側ではいろいろ県としても開発、伐採等々に課税をするような形で、それに対してさらにやりたいんだっていうような状況ぐらい電力消費も伸びていない中、法的拘束力もない中、何か制限をしようまたは開発の審査を厳格化しようと思ったときに、今いるその職員のリソースをそういう審査にも使わなきやない部分がある中で、今のところそこに割けるだけのパワーはなかなかないかなというところもあって、ちょっと慎重にすべきかなというふうな思いであります。

電力のいろんな使用状況等々を見ながら、またはその電力のその系統が空きが出るようなそういう動きがあるのか等々を見ながらですね、職員のマンパワーをそっちにも振り向けるべきかどうかという視点も考えながら検討していきたいなというところで、今すぐやる必要があるのかなというところでの今まで決断がちょっとできない部分がありました。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

渡辺良雄君。

11番 (渡辺良雄君)

町長のご答弁聞いてると、条例で断れないというようなご答弁いただいたと思うんですが、条例がなかったら何もできないと私は思っています。仙台市長も、昨日ですか、秋保関連のインタビューを見ましたけれども、結局仙台市条例何もないものですから、もう開発、契約も終わっていて何も打つ手がなくてという状況に今あるんじゃないかなと思います。東京ドーム96個分ぐらいですか。ですので、あの辺はげ山になるんですよね。そこが一面の太陽光パネルになるという。それで地域の人たちが、いやいや困った困ったって言っているという。そういうこと、あるいは先ほど紹介しましたけれども、幾つかの市でも問題になっていると。それを受けて、やっぱり他の市町村が条例つくってきているわけですね。ですので、私は町長ここで条例に消極的というよりは、何らかやっぱり歯止めをかける条例は考えていただきたいなど、そういうことを申し上げて一般質問を、答弁いただかなくて結構です。終了をいたします。

以上で終わります。

議長（今野善行君）

以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。

日程第 3 「議案第 63 号 大和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」

日程第 4 「議案第 64 号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 5 「議案第 65 号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 6 「議案第 66 号 大和町生活改善施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 7 「議案第 67 号 大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 8 「議案第 68 号 令和 7 年度大和町一般会計補正予算」

日程第 9 「議案第 69 号 令和 7 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 10 「議案第 70 号 令和 7 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 11 「議案第 71 号 令和 7 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第 12 「議案第 72 号 令和 7 年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算」

日程第 13 「議案第 73 号 令和 7 年度大和町下水道事業会計補正予算」

日程第 14 「議案第 74 号 令和 7 年度大和町水道事業会計補正予算」

日程第 15 「議案第 75 号 令和 7 年度大和町立吉岡小学校外構工事請負契約について」

日程第 16 「議案第 76 号 町有財産の処分について」

議長（今野善行君）

日程第 3、議案第 63 号 大和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例から、日程第16、議案第76号町有財産の処分についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長兼こども家庭センター長 (小野政則君)

それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

議案書1ページをお願ひいたします。

議案第63号 大和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

まず初めに、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度の概要について、別紙の説明資料、議案第63号関係にてご説明させていただきます。

説明資料1ページをお願ひいたします。

乳児等通園支援事業については、保護者の就労の有無や理由を問わず、ゼロ歳から2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度でございます。

令和6年子ども・子育て支援法の一部改正により、地域子ども・子育て支援事業の乳児等通園支援事業が創設され、令和8年度から全国市町村で実施されるものであります。

1として、事業の目的についてでございます。

全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的としているものであります。

2として、実施主体でございます。

実施主体は市町村であり、市町村は適切に本事業を実施できると認めた者に委託を行うことができるものとしております。

この場合において、市町村は委託先等との連携を密にし、本事業に取り組むとともに、委託先から定期的な報告を求めるものとしております。

3として、実施方法についてでございます。

(1)として、対象となる子供については、保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない6か月から満3歳未満の子供とするものであります。ただし、認可外保育施設に通っている児童は対象とし、企業主導型保育施設に通っている子供については対象外とするものであります。

(2)として利用可能時間については、子供1人当たり月10時間を上限とする

ものであります。

次に、2ページをお願いいたします。

(3) としまして実施事業所につきましては、児童福祉法第34条の15第2項に定める乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター等において実施するものができるものとしております。

4 としまして、事業実施に当たっての費用負担等についてでございます。

国においては、保育対策総合支援事業補助金を創設し、補助金額を定めているものでございます。これにつきましては自治体の人口規模により上限を設定しております、大和町の場合は人口5万人未満の自治体となっております。

令和7年度の単価については記載のとおりとなっておりまして、また、令和8年度についてはまだ国のほうから通知が来ていない状況であります。

5 として、事業実施に当たっての条例整備についてでございます。

児童福祉法第34条の16第1項設備及び運営の基準の規定に基づき、国の基準府令を基に大和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるものでございます。

なお、児童福祉法第34条の15第2項の規定により、乳児等通園支援事業は家庭的保育事業と同じ分類となり、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に準じて作成しております。

それでは、議案書のほうにお願いいたします。

議案書1ページにお戻りしまして、大和町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

第1条は趣旨でございまして、児童福祉法第34条の16第1項の規定により、設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

第2条は定義でございまして、用語の意義について定めているものであります。

第3条は最低基準の目的等を定めるもので、明るくて衛生的な環境、適切な訓練等を受けた職員により、乳児等通園支援を提供し、心身ともに健やかに育成されることを保障し、第2項は町が常に最低基準の向上に努めていくものを定めているものであります。

2ページをお願いいたします。

第4条は最低基準と乳児等通園支援事業者の関係について規定するもので、第1項は、事業者は常に最低基準を超えて、設備、運営を向上していくこと。

第2項は、最低基準を理由に、設備及び運営を低下させないこと。

第3項は、町長は利用保護者等からの意見を聞き、事業者に対し勧告をすることができるものとしているものであります。

第5条は、乳児等通園支援事業者の一般原則を規定するもので、第1項は利用乳児の人権、人格を尊重し運営を行うものとし、第2項は利用保護者や地域社会との交流連携をし、事業内容の説明について規定をし、第3項は事業の自己評価について、第4項は外部評価について、第5項は事業実施での設備設置義務を、第6項は保健衛生や危険防止対策について規定したものであります。

第6条は、乳児等通園支援事業者と非常災害についての規定で、第1項は非常災害に対しての設備の設置と具体的な計画の策定と、第2項は避難と消火訓練の実施について定めているものであります。

3ページをお願いいたします。

第7条は、安全計画の作成についてで、第1項は設備の安全点検や職員の研修などの安全計画の策定と必要な措置の実施、第2項は職員に対しての安全計画の周知と研修訓練の実施について、第3項は保護者に対しての安全計画の取組内容の周知、第4項は安全計画の見直しや必要に応じた変更について定めているものであります。

第8条は、自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認を求めるもので、第1項は事業所外での活動の際の所在の確認と、第2項は利用乳幼児の送迎を目的とした際に自動車に見落とし防止の装置の設置、所在の確認について定めているものであります。

4ページをお願いいたします。

第9条は、乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件を規定するものであります。

第10条は、乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上についての規定で、第1項は職員は常に自己研さんに励み、知識の向上、技術習得の向上に努めるものとし、第2項では事業者に対し、職員への研修の機会の確保の義務を規定しているものであります。

第11条は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準を定めている規定でございます。

第12条は、利用乳幼児を平等に扱う原則を規定しているものであります。

第13条は、乳幼児に対しての虐待の防止についての規定で、第14条は、衛生管理に関する規定で、第1項は設備、食器、飲用水について衛生管理上必要な措置の実施、第2項は感染症や食中毒の予防や蔓延防止の研修、訓練の実施について、第3項は事

業実施に必要な医療品の備えと適切な管理についてを規定しているものであります。

5ページをお願いいたします。

第15条は、食事の提供を行う場合に備える設備についての規定で、第16条は、乳児等通園支援事業者内部の規程について、重要事項に関する規程の制定義務を、第17条は、乳児等通園支援事業所に備えるべき帳簿等の整備について、第18条は秘密の保持の事項の規定となります。

6ページをお願いいたします。

第19条は、苦情への対応の規定で、第1項は苦情の受付窓口の設置等について、第2項については町等から指導や助言を受けた場合の改善の実施についての規定となります。

第20条は、乳児等通園支援事業の区分の規定で、第1項では区分の種類を一般型と余裕活用型とするもので、第2項では一般型の規定を、第3項では余裕活用型の規定を定めているものであります。

第21条から第24条までは、一般型乳児等通園支援事業の基準等を定める事項で、6ページから9ページにかけてとなります。

第21条は、設備の基準を定めているもので、家庭的保育事業における小規模保育事業の基準に準じているものであります。

第22条は、職員の基準を定めているもので、第1項は職員の資格を、第2項では職員の配置基準を、第3項は第1項の特例事項を規定しているものであります。

次に、10ページをお願いいたします。

第23条は、乳児等通園支援の内容の規定で、利用乳幼児や保護者の心身の状況に応じ支援を行うこととしている規定でございます。

第24条は、保護者との連絡を規定しているもので、通園支援の内容等を保護者の理解や協力を得るように努力をするものと規定しているものであります。

第25条及び第26条は、余裕活用型乳児等通園支援事業の基準に関するもので、第25条は設備及び職員の基準について施設の余裕を活用する場合の事業者の区分に応じ、それぞれの基準の適用を求めているものであります。

第26条は、一般型乳児等通園支援事業の第23条、第24条の規定を準用するものであります。

11ページをお願いいたします。

第27条は、書面等に代えて電磁的記録によることを可能とする規定となります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（今野善行君）

ここで暫時休憩します。再開は3時25分からといたします。

午後3時12分 休憩

午後3時24分 再開

議長（今野善行君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長（児玉安弘君）

それでは、議案書の12ページをお願いいたします。

議案第64号 大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が施行されること及び昨年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告における仕事と生活の両立支援の拡充に対応したこの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置としての人事院規則の改正状況等を踏まえ、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を講じるため所要の改正を行うものでございます。

初めに、第15条は、本条例改正に伴い、条ずれが生じることから、引用する条項を改正するものであります。

次に、18条の2として、職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したこと等の申出をした際に、仕事と育児との両立に資する制度または措置等の情報提供すること。また、その情報提供における両立支援制度等の利用に係る職員の意向確認すること。この心身の状況、または職員の家族状況に起因した職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する意向確認をすることを規定するものでございます。

次に、同条第2項として、3歳に満たない子を養育する職員に対して、第18条の2と同様に情報提供、意向確認を実施することを規定し、第3項として確認した事項への配慮を規定するものでございます。

次に、第18条の3といたしまして、第18条の2第1項第2号に略称規定を規定したことにより、文言の改正を行うものでございます。

最後に、第18条の4といたしまして、第18条の2を追加したことに伴い、条ずれに対応した改正を行うものでございます。

本改正に当たっての施行日は、法施行日と同一の令和7年10月1日から施行するものであります。また、施行日に合わせて経過措置を設けることといたしております。

以上でございます。

続きまして、議案書の15ページをお願いいたします。

議案第65号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業制度において、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部、または一部について勤務しないことを選択できること等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

初めに、第1条といたしまして、法改正に伴い引用条項を改正するものでございます。

次に、第17条といたしまして、部分休業をすることができない職員の勤務時間に関する要件を削除するものでございます。

次に、第18条といたしまして、現行の一日につき2時間を超えない範囲内で請求できる部分休業を第1号部分休業とし、勤務時間の始めまたは終わり以外についても承認可能とするものでございます。第2項及び第3項については、部分休業の名称規定を併せて改正するものでございます。

次に、第18条の2といたしまして、1年につき条例で定める時間内で請求できる新たな部分休業を追加することに伴い、1時間を単位とする承認時間を規定するものでございます。また、第18条の3といたしまして、法律で条例に委任している部分休業の請求できる期間を規定するものでございます。

第18条の4といたしまして、新たな部分休業の取得パターンにおける1年の取得上限時間を規定するものでございます。

第18条の5といたしまして、申請をした部分休業の取得パターンを年度途中で変更できる特別の事情を規定するものでございます。

第19条といたしまして、部分休業の取得パターンが追加されたことに伴い、給与の減額する引用条項を改正するものでございます。

最後に、第20条といたしまして、部分休業の取消しについて、本改正における第18条の5に規定する場合を規定するものでございます。

本改正に当たっての施行日は、法施行日と同一の令和7年10月1日から施行するものであります。

経過措置といたしまして、第2号部分休業を取得する際に、10月からの施行に併せて取得時間数を半減するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（今野善行君）

農林振興課長阿部晃君。

農林振興課長（阿部晃君）

それでは、議案書19ページをお願いいたします。

議案第66号 大和町生活改善施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

初めに、議案説明資料、議案第66号関係で概要等を説明させていただきますので、ご準備をお願いいたします。

1ページをお開き願います。

改正の趣旨でございます。

昭和54年度に建築した八志田・沢渡生活改善センター所在が大和町吉田字日水36番地の1ですが、老朽化のため廃止することに伴い、大和町生活改善施設の設置及び管理に関する条例を一部改正するものでございます。

2、改正の概要でございます。

（1）であります。八志田・沢渡生活改善センターにつきましては、平成18年度に指定管理者制度が導入されて以降、八志田・沢渡生活改善協議会が無償で施設の管理運営を行っておりました。令和元年度までは外部団体が施設を使用しておりましたが、令和2年度以降はその団体の利用もなく、両地区ともほかに公民館を有しているため、施設の利用がない状況となっております。令和6年1月に八志田・沢渡それぞれの行政区総会にて今後の利活用について検討いただいたところ、老朽化のため廃止を希望しております。令和7年2月に各関係者と廃止の協議を行った結果、廃止に賛成であったことから解体するものとしたものでございます。

（2）でございます。一部改正の内容につきましては、①としまして条例本文から

八志田・沢渡生活改善センターを削除するものであります、②として関係条例である大和町暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の別表から同様に削除するものでございます。

3、その他いたしましては、解体費用につきましては令和7年度当初予算のほうで予算措置しております。また、条例改正後に当該施設を解体する予定としてございます。

議案書19ページにお戻り願いたいと思います。

条例の説明をさせていただきます。

大和町生活改善施設の設置及び条例に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

表右側が改正前、表左側が改正後となるものでございます。改正箇所につきましては下線が引かれた場所であります。

第2条第2項につきましては、施設の名称及び位置を定めるものでありますが、改正前表中から八志田・沢渡生活改善センターを削除するものでございます。

附則でございます。

第1条につきましては施行期日を規定し、第2条につきましては関係条例である大和町暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例につきましても、本則同様に八志田・沢渡生活改善センターを削除するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 (江本篤夫君)

続きまして、議案書21ページをお願いをいたします。

議案第67号 大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条の名称及び位置に、宮床子育て支援住宅には3棟、吉田子育て支援住宅には2棟が完成をいたしましたので、それぞれ棟数を加えるものでございます。

議案書22ページをお願いをいたします。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

財政課長佐々木克敏君。

財政課長 (佐々木克敏君)

議案書23ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書（第6号）につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第68号 令和7年度大和町一般会計補正予算（第6号）でございます。

第1条第1項は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ3億7,466万2,000円を追加いたしまして、予算の総額を148億2,883万8,000円とするものであります。第2項歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、追加及び変更であります、第2表債務負担行為補正によるものであります。

第3条地方債の補正につきましては追加であります、第3表地方債補正によるものであります。

それでは、議案書の26ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正であります。追加につきましては、第五次総合計画及び国土利用計画印刷製本業務で、期間及び限度額につきましては記載のとおりであります。変更につきましては、都市計画マスターplan等策定業務の限度額を667万2,000円から1,460万2,000円と変更するものでございます。

次に、議案書の27ページをお願いいたします。

第3表地方債補正につきましては、緊急防災・減災事業債、河川補助災害復旧事業債を追加するものでございます。限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

それでは、別冊の事項別明細書（第6号）、3ページをお開き願います。

初めに、2の歳入でございます。

1款1項2目法人町民税につきましては、歳入歳出の財源調整でございます。

11款1項1目1節地方特例交付金につきましては、額の確定により、689万円を追

加するもの。

12款 1 項 1 目 1 節 地方交付税につきましては、普通交付税が令和7年度算定におきまして1億1,976万7,000円の交付となったことによるもの。

16款 1 項 1 目 民生費国庫負担金 5 節 老人福祉費負担金につきましては、過年度分低所得者保険料軽減負担金の額確定により4万1,000円を追加するもの。3目災害復旧費国庫負担金 1 節 公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、令和7年5月31日に発生しました豪雨による災害復旧に係るもので2,578万2,000円を計上するもの。

16款 2 項 1 目 総務費国庫補助金 2 節 デジタル基盤改革支援事業費補助金につきましては、補助金交付額の上限等が変更となったことにより6,243万9,000円を追加するもの。2目民生費国庫補助金につきましては、1節障害者福祉費補助金で障害者総合支援法の改正に伴いシステム改修が必要となり、補助金として8万2,000円の交付を受けるもの。4目農林水産業費国庫補助金につきましては、1節農業費補助金で災害重点農業用ため池緊急整備事業に対する補助金として500万円を計上するもの。

4ページをお願いいたします。

17款 1 項 2 目 民生費県負担金は、5節老人福祉費負担金で過年度分低所得者保険料軽減負担金の額確定により1万3,000円を追加するもの。

17款 2 項 3 目 農林水産業費県補助金は、1節農業費補助金で環境保全型農業直接支払交付金について交付要綱の改正があり、交付単価が変更となったことにより108万円を追加するもの。

18款 2 項 4 目 1 節 有価証券売扱収入につきましては、宮城交通株式会社の株式売却収入として247万5,000円を追加するもの。

19款 1 項 3 目 教育費寄附金は2節社会教育費寄附金で、寄附の申出により1万4,000円を追加するもの。4目1節ふるさと寄附金は、今後の寄附金を見込み8,500万円を追加するもの。

22款 5 項 2 目 1 節 雜入につきましては、最終処分場の周辺環境整備事業費といいたしまして49万8,000円の追加。

23款 1 項 3 目 消防債は、1節一般単独事業債でJ—A L E R T受信機システム更新の費用350万円の借入れを、4目災害復旧債 1 節 公共土木施設災害復旧債では、河川補助災害復旧事業債として1,280万円の借入れを追加するものでございます。

歳入は以上でございます。

議長（今野善行君）

総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長 (児玉安弘君)

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目議会費につきましては、2節から4節につきましては職員の人事費に係る予算措置をお願いするものでございます。なお、以降の科目の2節から4節の人事費の補正では、同様に4月1日付人事異動に伴い、不足が生じるもの等の補正でございますので特別な場合を除き説明を省略させていただきます。13節は議会用タブレットのリース台数の調整により減額をするもの。17節はタブレット端末用の電子ペンについて、当初リースで見込んでいたものを購入により調達することとしたため、購入費用を計上いたすものであります。

続きまして、2款1項1目一般管理費は人事費の補正のみであります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (今野善行君)

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長 (遠藤秀一君)

続きまして、6ページをお願いいたします。

6目企画費でございます。ふるさと寄附事業でございます。本町の主力返礼品の主食用米の需要増等の理由によりまして、当初予算では1億円の計上でございましたが、今回8,500万円をふるさと納税寄附額を増加するものと見込んでおるところでございます。7節は返礼品、11節の広告料はポータルサイト料、手数料はクレジット、電子マネー等の取扱手数料、13節は商品発送等を含む管理委託料でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (今野善行君)

総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長 (児玉安弘君)

続きまして、7目電子計算費であります。11節は予算の組替えによる減額。12節は

契約額の確定による減額及び予算の組替えによる減額でございます。13節は当初業務委託で計上いたしておりましたが予算の性質上、システム利用料に組替えを行うもの。18節は当初、通信運搬費で計上いたしておりましたが、負担金に組替えを行うものであります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（今野善行君）

税務課長青木朋君。

税務課長（青木朋君）

続きまして、2項徴稅費2目賦課徴収費でございます。

7ページをお願いいたします。

2節から4節までは、会計年度任用職員の任期更新に伴います人件費の調整で追加するものでございます。12節は令和8年度から運用が始まります地方公共団体情報システムの標準化に伴いまして、税の納付書の様式が変更になりますことから、それに対応するOCR読み取りシステムの改修に係ります費用を追加でお願いするものでございます。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（今野善行君）

福祉課長早坂基君。

福祉課長（早坂基君）

続きまして、8ページをお願いいたします。

3款民生費でございます。1項1目社会福祉総務費の27節は国民健康保険事業勘定特別会計について、人件費調整分の繰出金の減額をお願いするものでございます。同じく2目老人福祉費の22節は令和6年度低所得者利用負担軽減対策補助金の確定によります返還金の増額。27節は令和6年度低所得者保険料軽減負担金の国庫、県費分の確定によります追加交付と人件費調整のため、介護保険事業勘定特別会計への繰出金の減額をお願いするものでございます。

次に、4目障害福祉費の12節は、障害者総合支援法の改正に伴い、今年10月から障害福祉サービス新たに就労選択支援が追加されることによりまして、システムの改

修を行う必要があることから増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (今野善行君)

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 (吉川裕幸君)

続きまして、9ページをお願いいたします。

6目後期高齢者福祉総務費でございます。27節は後期高齢者医療特別会計の繰出金としまして人件費調整分の増額でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (今野善行君)

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長 (阿部 晃君)

それでは、11ページをお願いいたします。

5款1項3目農業総務費でございます。18節補助金、農業者大型特殊自動車運転免許取得補助事業費につきましては、当初15人分を計上しておりましたが申請者が多く、交付決定額が予算額に達したことから、10人分の追加をお願いするものでございます。
12ページをお願いいたします。

次に、5目農地費でございます。11節手数料につきましては、鶴巣地区新最終処分場関連の西川地区、耕作道等整備に係る用地買収を行うに当たり、買収価格の参考とするため不動産鑑定を行うもので、12節測量・設計・施工・監理委託につきましては、落合蒜袋地区のため池において農村地域防災減災事業により改修工事を行うため、整備計画書の作成に要するものでございます。18節負担金、県土地改良事業団体連合会は、吉田金取北地区の農地中間管理機構関連農地整備事業及び鶴巣地区新最終処分場関連、幕柳堰整備事業を土地改良事業として実施するための特別賦課金でございます。

次に、6目水田農業対策費でございます。18節補助金、環境保全型農業直接支払交付金につきましては、環境保全米の栽培面積が減少見込みであるものの、交付単価が増額変更となったことから増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

商工観光課長星 正己君。

商工観光課長兼企業立地推進室長 (星 正己君)

続いて、13ページをお願いいたします。

6款1項3目観光費でございます。14節につきましては、四十八滝運動公園に複合型の遊具を新設するもの及び吉岡小学校校庭整備に伴い既存遊具の利活用を図るため、あさひな湖畔公園の老朽化が進んでおります遊具撤去し移設するものでございます。

以上でございます。よろしく願います。

議長 (今野善行君)

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 (江本篤夫君)

続きまして、7款1項1目土木総務費でございます。12節につきましては、吉岡西部土地区画整理事業区域内より移転し、新たに大和町道路等維持管理用施設として整備するに当たり、本町全域が特定都市河川流域となっておりますことから、1,000平米以上の敷地面積で土地の造成等により、資材置場等の雨水浸透阻害行為を行う場合には、宮城県知事の許可を受け、従前の流出雨水量より増加しないよう、雨水貯留浸透施設等対策工事が義務づけられたもので、その施設詳細設計及び許可申請図書作成に要します費用をお願いするものでございます。14節はその雨水貯留浸透施設設置工事に要します費用でございます。

続きまして、2項1目道路維持費でございます。7節は除雪作業等の補助員に要します費用でございます。10節は融雪箱作成材料等の費用、除融雪P R用チラシ作成費用のほか、舗装修繕等に要します費用をお願いするものでございます。12節は昨年度を除く過去5か年の除融雪費用の実績平均額から当初予算計上額を差し引きました費用のほか、除雪柵設置撤去費用等の業務に要します費用をお願いするものでございます。

続きまして、14ページをお願いをいたします。

13節は特殊大型除雪機械の借り上げに要する費用でございます。14節は現在、宮城県が施工しております北四番丁大衡線道路改良工事に伴い、支障となる町設置の道路

照明灯1基を撤去し吉田字中峯前地内へ、詳細の位置につきましては、町道山ノ神禪興寺線、町道行沢線、町道中峯前線3路線の交差点部へ移設工事に移設します工事費用でございます。15節は道路補修用アスファルト合材及び乳剤のほか、融雪剤購入に要します費用でございます。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございます。12節は町総合計画の改定に合わせ、本年から2か年にわたり本町都市計画マスタープランの改定作業を行っているところですが、全国的な人口減少、少子高齢化の進行等は今後本町においても同様に予測されており、社会保障費の増加やインフラの老朽化等、様々な課題への対応等が予測されております。これらを踏まえまして、長期的な視点で将来を見据えたまちづくりに取り組む必要があると考え、今回、庁内に組織いたしました吉岡地区公共施設新設再編再配置等検討委員会によります公共施設の在り方の検討に着手したタイミングを捉えまして、都市計画マスタープランの高度化版として位置づけられております立地適正化計画の策定を併せて行うことといたしまして、その費用をお願いするものでございます。

立地適正化計画につきましては、災害リスクをなるべく避け、避難等が容易な場所等に都市機能を周辺に居住を誘導することで、生活の利便性向上等を図るもので、都市計画区域全体を計画区域とするものですが、本町では全区域を対象に長期的視点に立ち、都市機能区域と居住機能区域を複数箇所設定し誘導しようとするものでございます。

次に、2目下水道費の27節は下水道事業会計の繰出金でございます。

続いて、3目公園費でございます。10節は今年度の公園施設等安全点検で補修の必要性ありと判定されましたもみじヶ丘3号公園複合遊具のステップ等の補修等に要します費用をお願いするものでございます。14節は吉岡小学校校庭整備に伴い、既存遊具の利活用を図るため、町内4公園等に設置します費用をお願いするもので、具体的には、西下蔵公園に、それから吉岡東公園、もみじヶ丘1号公園と古館緑地に対しまして設置をするものでございます。

続きまして、15ページをお願いをいたします。

4目土地区画整理費でございます。27節は吉岡西部土地区画整理事業会計の人件費調整によるものでございます。

次に、5項1目住宅管理費でございます。14節は西原第三住宅の明け渡しによる木造住宅1棟の解体工事費用でございます。

7款土木費は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長（児玉安弘君）

続きまして、8款1項3目消防施設費につきましては、消防団本部車両のスタッドレスタイヤ購入費用を、18節はもみじヶ丘幹線4号線改良工事に係ります消火栓2基の移設費用を。

続きまして、5目災害対策費は14節でJ-ALEERT機器の更新費用をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（今野善行君）

公民館長村田晶子さん。

公民館長（村田晶子君）

それでは、16ページをお願いいたします。

9款4項2目公民館費でございます。1節報酬と4節共済費につきましては、図書室受付のパートタイム会計年度任用職員の産前産後休暇に伴う人件費の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長（浪岡宜隆君）

続きまして、9款4項5目教育ふれあいセンター管理費でございます。

17ページをお願いいたします。

鶴巣教育ふれあいセンターに設置されております高架水槽の揚水管につきまして保守点検の結果、破損箇所が見られ、冬期間に凍結するおそれが生じることが判明しましたことから、その修繕費用93万1,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、9款5項2目広場管理費のレクリエーション広場管理費でございます。

三ヶ内レクリエーション広場西側の未利用箇所につきまして、現在、一部を駐車場として借用しております隣接企業から当該土地周辺部分を購入したい旨の申出があつたことに伴い、手続に必要となります測量及び分筆登記業務に要する費用296万2,000円の追加をお願いするものでございます。

よろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長 (菊地康弘君)

次に、4目学校給食センター費です。10節は給食センターの排水を公共下水道に放流するため、除外施設膜カートリッジを設けて環境基準値以内にしておりますが、今年の4月以降、この設備で2回の異常が発生しており、応急修理で対応しております。前回の交換から10年が経過し、耐用年数のおおむね5年を経過しております。今後、修理で対応できない場合、部品調達までに契約行為を含めますと1か月以上を要します。その場合、公共下水道に放流できず給食を停止することとなりますことから、除外施設膜カートリッジ部品交換の費用324万5,000円の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長 (阿部 晃君)

続きまして、10款1項1目農業用施設災害復旧費でございます。14節工事請負費につきましては、去る5月31日の大雨により、鶴巣鳥屋地区にある八幡田農道橋の護岸部分の連結ブロックがめくれ上がったことから、応急復旧工事を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 (江本篤夫君)

続きまして、18ページをお願いをいたします。

2項2目河川災害復旧費でございます。14節は同じく令和7年5月31日の大雨により被災をしました準用河川山田川及び湯名沢川、各2か所の補助災害復旧工事に要します費用でございます。

一般会計につきましては、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (今野善行君)

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 (吉川裕幸君)

続きまして、議案書28ページをお願いいたします。

議案第69号 令和7年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和7年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ265万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9,304万4,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の金額は、第1条によるものでございます。

事項別明細書30ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目1節社会保障税番号制度システム整備費等補助金は、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う周知広報等事業経費に対する国庫補助金確定により、増額するものでございます。2節子ども・子育て支援事業費補助金は令和8年度から開始されます子ども・子育て支援金制度に係りますシステム改修経費に対する国庫補助金見込みにより、新たに予算措置をするものでございます。

4款1項1目1節は、歳入歳出予算額の調整による普通交付金の減額でございます。

6款1項1目3節は、人件費調整として一般会計からの繰出金の減額でございます。

31ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款2項1目賦課徴収費12節は子ども・子育て支援金制度に係りますシステム改修経費を追加するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

福祉課長早坂 基君。

福祉課長 (早坂 基君)

続きまして、議案書30ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書の第1号の38ページにつきましてもご準備をお願いいたします。

議案第70号でございます。令和7年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出補正予算の総額に歳入歳出それぞれ2,498万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,994万7,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、31ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

続きまして、事項別明細書38ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項2目地域支援事業支援交付金につきましては、令和6年度地域支援事業支援交付金の支払基金分の額確定による追加交付の増額補正をお願いするものでございます。

次に、7款1項1目一般会計繰入金の2節は人件費調整のための繰入金の減額。5節は令和6年度の低所得者保険料軽減負担金の国費と県費分の額確定による追加交付に係ります繰入金の増額をお願いするものでございます。

同じく、2項1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整による減額を。

8款1項1目繰入金につきましては、本特別会計の決算剰余金の半額を介護保険財

政調整基金に積み立てますので、その額を差し引いた残額を繰り越すことによる増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の24節は人件費等の調整に伴いまして、財政調整基金への積立額の増額をするもの。

3款1項2目償還金の22節は令和6年度介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の額確定によります国庫、県費、診療報酬支払基金の償還金の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 (吉川裕幸君)

続きまして、議案書32ページをお願いいたします。

議案第71号 令和7年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和7年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億619万5,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書47ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目1節は、一般会計からの事務費繰入金として人件費調整分を増額するものでございます。

6款1項1目2節子ども・子育て支援事業費補助金は、令和8年度から開始されます子ども・子育て支援金制度に係りますシステム改修経費に対する国庫補助金見込みにより、新たに予算措置するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1款2項1目賦課徴収費12節は子ども・子育て支援金制度に係りますシステム改修経費を追加するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、議案書34ページをお願いをいたします。あわせまして、別冊の大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）につきましてもご準備をお願いをいたします。

議案第72号 令和7年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和7年度大和町の吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ57万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,395万1,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

続きまして、事項別明細書（第1号）をお願いをいたします。53ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整によります減額でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目総務管理費の2節から4節は人件費の調整金により、減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（今野善行君）

上下水道課長亀谷 裕君。

上下水道課長 (亀谷 裕君)

それでは、議案書36ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の令和7年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書（第2号）もお願いたします。
議案第73号 令和7年度大和町下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。
第1条、総則であります。令和7年度大和町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条、収益的収入及び支出であります。令和7年度大和町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。
収入であります。

1款下水道事業収益に132万円を増額し、合計9億1,646万6,000円に。同じくその下段、2項営業外収益にも同額を増額し、合計4億2,222万1,000円とするものでございます。

支出であります。

1款下水道事業費用に1,032万4,000円を増額し、合計9億742万4,000円に。同じくその下段、2項営業費用にも同額を増額し、合計8億6,868万円とするものでございます。

次に、第3条、資本的収入及び支出であります。予算第4条本文括弧書き中、2億262万2,000円を2億767万4,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1款資本的収入に940万円を増額し、合計3億3,600万1,000円に、同じくその下段、1項企業債にも同額を増額し、合計2億1,130万円とするものでございます。

支出であります。

1款資本的支出に1,445万2,000円を増額し、合計5億4,367万5,000円に。同じく1項建設改良費にも同額を増額し、合計2億829万9,000円とするものであります。

第2条は、企業債であります。予算第6条に定めた起債の限度額を第1表企業債補正のとおり変更するものであります。

38ページをお願いいたします。

第1表企業債補正であります。限度額の変更となります。

公共下水道事業債を、変更前2,720万円から、変更後3,660万円とするものであります。

す。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

37ページにお戻り願います。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。予算第9条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。職員給付について3,732万6,000円とするものであります。

第6条、他会計からの補助金につきまして、予算第10条中の3億4,391万5,000円を3億4,523万5,000円に改めるものでございます。

続きまして、令和7年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書（第2号）59ページ、令和7年度大和町下水道事業会計補正予算内訳書をお願いいたします。詳細につきましては、こちらでご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款下水道事業収益2項営業外収益2目他会計補助金、節の一般会計補助金は、雨水施設を対象とした一般会計からの補助金でございます。

60ページをお願いいたします。

支出であります。

1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費、節の給料、職員手当、法定福利費、賞与引当金繰入金額は、人件費の調整であります。

修繕費は、道路改良事業によりまして、マンホール高さの調整が必要となりました吉岡東1号線及びもみじヶ丘幹線4号線に係る費用のほか、杜の丘ポンプ場の車止め修繕に要する費用。保険料は、普及啓発事業イベントの保険料となります。

2目処理施設等費、3目浄化槽費は、職員人件費の調整でございます。

続きまして、61ページ、資本的収入及び支出の収入となります。

1款資本的収入1項企業債1目企業債の節の建設事業債は、総合地震対策事業に要します費用となるものでございます。

次に支出となります。

62ページをお願いいたします。

1款資本的支出1項建設改良費1目管渠費、節の委託料は、総合地震対策事業によりまして実施しますマンホール継手部補強が必要となる箇所につきましての設計に要する費用。工事請負費は、マンホール継手部補強に要する工事費のほか、小鶴沢2号ポンプ場のポンプ更新に要する費用となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書39ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の令和7年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書（第2号）もお願いいたします。

議案第74号 令和7年度大和町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条総則であります。令和7年度大和町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条、収益的収入及び支出であります。令和7年度大和町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1款水道事業収益に300万円を増額し、合計9億7,984万9,000円に。同じくその下段、1項営業収益にも同額を増額し、合計8億1,947万円とするものでございます。

支出であります。

1款水道事業費用に905万9,000円を増額し、合計9億7,576万3,000円に。同じくその下段、1項営業費用にも同額を増額し、合計9億5,688万4,000円とするものでございます。

続きまして、第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

（1）職員給与費につきまして、4,080万8,000円とするものであります。

続きまして、令和7年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書（第2号）67ページ、令和7年度大和町水道事業会計補正予算内訳書をお願いいたします。詳細につきましては、こちらでご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入となります。

1款水道事業収入1項営業収益2目受託工事収益、節の受託工事収益は、町道もみじヶ丘幹線4号線の道路改良工事に伴い消火栓の移設が必要となりますことから、その移設に要する費用を受託工事収入とするものでございます。

支出であります。68ページをお願いいたします。

1款水道事業費1項営業費用1目浄配水費、節の給料、手当、法定福利費、賞与引当金繰入額は、職員の人事費の調整によるものでございます。修繕費は、施設設備や漏水等の修理に要するもので、9月以降に必要となる費用となっております。

2目受託工事費は、受託工事収益でも申し上げましたが、消火栓移設工事に要します費用となります。

3目総係費は、普及啓発事業といったしまして開催いたしました上下水道フェア及び水循環ツアーにご協力いただきました企業様から、企業様の開催イベントに水の大切

さや施設等の理解を社員皆様にも知つてもらいたいため、ぜひ参加いただきたいとの要望があつたため、そのイベント参加に要する費用となります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長 (菊地康弘君)

続きまして、議案書40ページをお願いいたします。

議案第75号 令和7年度大和町立吉岡小学校外構工事請負契約についてであります。

上記工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1の契約の目的は、令和7年度大和町立吉岡小学校外構工事です。

2の契約の方法は、一般競争入札による請負契約です。

3の契約の金額は、税込み1億2,100万円です。

4の契約の相手方は、仙台市青葉区木町通一丁目5番1号、長谷川体育施設株式会社東北支店です。

それでは別冊の議案説明資料（議案第75号関係）により説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

1の入札参加資格といたしまして、(1)から(5)のほか、(6)は大和町入札参加承認時点において、舗装一式工事の格付がA級（総合評定値Pが1000点）以上であること。(7)は、国または地方公共団体等が発注した学校校庭整備工事のクレイ舗装（8,000平米以上）の実績を有することといたしました。

2、入札の方法につきましては記載のとおりでございます。

3、入札の参加者につきましては記載の1者です。

4、入札の結果です。入札は令和7年8月20日に執行しております。予定価格は税抜きで1億2,241万7,000円です。低入札調査基準価格は税抜きで1億893万円です。応札額は税抜き1億1,000万円で落札となりました。

次に、契約の内容です。請負代金額、税込み1億2,100万円。契約の相手方は、仙台市青葉区木町通一丁目5番1号、長谷川体育施設株式会社東北支店です。

次に、事業の概要です。1の施工場所は、大和町立吉岡小学校。2の完成工期は、

令和8年3月31日。3の工事概要は、校内グラウンド舗装9,909平方メートル、屋内排水工事一式、遊具工事一式、外構附帯施設工事一式でございます。

次に、2ページでございます。こちらには位置図を掲載しております。

次に、3ページをご覧願います。

黄色の部分が吉岡小学校の校庭で、今回の施工区域となります。黄色着色の上部が吉岡小学校の校舎と職員駐車場になります。黄色の部分に赤い太線がございます。この線が暗渠管でございます。管の太さは150ミリでございます。水の流れにつきましては図面の左から右側に流れます。この右側には隠れていますが、既存の歩道と車道がございます。

次に、赤い点線がございますが、この線は暗渠管の支線になります。管の太さは100ミリです。これが太い赤線につながりまして、図面右側にあります道路側溝に排水されることになります。

次に、黄色着色の左側を見ていただきますと、小さく赤で①、②、③、その下に④とあります。また、右側には、⑤、⑥、⑦までございます。ここには遊具が設置されることとなります。また、図面の左上でございますが、黄色い丸が4つございます。ここには照明灯が設置される場所でございます。

3ページの左下をご覧願います。

小さくて申し訳ございませんが、暗渠管の断面図がございます。図の左側には暗渠の支川で、管径が100ミリでございます。その右側が暗渠の幹線で管径が150ミリです。暗渠管は波状管で管には3ミリ程度の穴が開いております。管の周りには目詰まりがないよう、フィルター材として5号碎石で埋め戻します。5号碎石は、石の大きさが13ミリから20ミリの単粒度碎石です。これが暗渠部分となります。

次に、図面の右側に目を移していただきますと、グラウンド舗装断面図がございます。暗渠部分の上に路盤材を100ミリ敷設いたします。この材料はクラッシャーランの40でございます。その上に表層といたしまして、クレイ舗装100ミリ敷設いたします。クレイ舗装の材料につきましては、真砂土と水に溶けにくい含水比が高い粒状の柔らかい土質改良材を混合いたします。これをグラウンドに敷設いたしますと、水はけがよいグラウンドとなります。その上に表面処理といたしまして、化粧砂、川砂を敷きまして、その上にケミカルバインダーをまきます。ケミカルバインダーにつきましては石灰質で接着剤的な役割を果たしまして締め固まりがよい、また土ぼこりを抑える効果があります。

次に、4ページをご覧いただきたいと思います。

上の図につきましては、①の12人用のはんとう棒でございます。下の図は②の山型雲梯です。

5ページをお願いいたします。

上の図は③の太鼓雲梯です。下は④の12間の低中高の鉄棒です。

6ページをお願いいたします。

上の図は⑤の滑り台付ジャングルジムです。下は⑥のシーソーです。

7ページをお願いいたします。

こちらは、⑦の大型4人ブランコでございます。

以上が説明となります。工事に当たりましては着手前に地域住民及び保護者等に對しましてチラシ等により周知を行い、児童生徒の安全確保を第一に考え工事を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

財政課長佐々木克敏君。

財政課長 (佐々木克敏君)

では、議案書の41ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の令和7年大和町議会9月定例会議議案説明資料（議案第76号関係）につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第76号 町有財産の処分についてでございます。

本件につきましては、本町所有の普通財産を東北サンド株式会社様に売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号並びに大和町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

まず、1にあります処分の理由といたしましては、東北サンド株式会社様から砂の採取を行う原料山とするために、当該用地を取得したいとする譲渡依頼を受け、今般、協議が整ったことにより譲渡するものでございます。

2の財産の所在は、大和町鶴巣幕柳字沼ノ沢2番地の3で、地目は山林、面積は7万8,548平米となります。具体的な位置関係につきましては、別冊議案説明資料（議案第76号関係）の2ページをお開き願います。

別冊資料2ページ目は本件売却用地の位置図、3ページ目は平面図となっておりま

す。

3ページ目の平面図の見方といたしましては、中央にあります濃いグレーの部分が東北サンド株式会社様の事業用地で、右側にあります赤色着色部分が今回の売却用地となります。

土地の売却予定価格は1,861万5,876円で、1平米当たりの単価は237円となっております。なお、平米単価につきましては、不動産鑑定評価による価格を採用しております。なお、本件用地の売却につきましては、令和7年8月6日付で相手方と土地売買に係る仮契約を締結しており、本会議での議決をもって本契約となる予定でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（今野善行君）

以上で、議案第63号から議案第76号までの説明を終わります。

お諮りします。本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後4時27分 延会